日用文鑑

全

平

へ 2
5655

明治十七年二月新刻

爲證以此毎部

日用文鑑

中邨秋香編輯
小中邨清矩閲

不二書屋藏梓

門 八 2
號 5655
卷

己百は書にいうる紙宣を
新居ぬし日用文鑑
篇と定めてさせし篇を
もの乞年大寺にしたり

早稲田大學圖書

明治十七年二月新彫

小中邨清矩
中邨秋香 編輯

日用文鑑

不二書屋藏梓

毎部以此為證

版權所有
東京書賈青藜堂發兌記
冊 號 函

今般文の通解
此一帖書ニ古への
文字読き換并ニ所々
難解し擬紀の文ハ
注釈せしむるのみなれ
手近に取り盛館ニ

洋中のとは年し
古典講習科小学校等の
課業の用書として
普く一般の諸君子ハ
何卒御購読被成下候ハヽ幸
此年新しより

月二十九　中村正直

中村秋香様

日用文鑑上巻目録

緒言
凡例
紀事類　志傳　紀行　日記　雜記
(一) 鸚鵡石の事を記す　伊藤東涯
(二) 京九村の事を記す　柳澤淇園
(三) 山科の農夫　雨森芳洲
(四) 頼朝卿静を召して舞はせられし事を記す　本居宣長
(五) 金吾中納言の事を記す　新井白石

(六)先考の行狀を記す　新井白石
(七)冨士谷成章略傳　山﨑美成
(八)塙保己一傳　中山信名
(九)竹中家譜　新井白石
(十)壬子試筆の詞　室鳩巣
(十一)杜鵑を聞きて感あり　瀧澤馬琴
(十二)東照宮參拜の記　大田南畝
(十三)西北紀行　貝原益軒
(十四)天保乙未年日記　瀧澤馬琴
解釋類　考證
(十五)苗字　本居宣長
(十六)恐悦の字義　大田南畝
(十七)女の眉そり歯を染むる事　石原正明
(十八)千金帖の解　澤田東江
(十九)茶　喜多村信節
(廿)甲乙の聲といふ事　荻生徂徠
(廿一)鑄錢の事　太宰春臺
(廿二)ふとへとの別　冨士谷御杖
(廿三)史記秦武陽の事を釋す　伊藤東涯
(廿四)おくり名　屋代輪池

㉕應唯の聲　本居宣長
㉖山崎橋興廢の考　屋代輪池
㉗山部赤人の考　安藤年山
㉘あさごほの考　小山田與清

緒言

世人の言事を筆記して日用に便し、後來の資となすもの、此れを文と云ふ、然れども平常言ひ交はせる言辭のまゝにては、文を成し難し、爰に於て和漢の古成語をも取交へ、在來の例に倣ひて書出せるを、通行文、又は日用文と云ふ、此通行文を卑俚ならず流暢に述作せんには、我國中古以來の雅言を以て綴りたる、世上に所謂和文なるものを學ぶに若くはなし、然れども其を學ぶ暇なき人は、假令俗書にもせよ、假字書の文を只管見る時は、自ら書得らるべし、但し我國の文は、言辭より起りたれば、語格（テニヲハ活語の類を云ふ）假字遣の濫なるは文

と云ひ難し、然らハ醇粋の和文ならずして、語格も整ひ、卑俗ならざる文を作らんには、宜しく目途とすべき書に據らずハあるべからざ、依りて客年九月中、東京大學に始めて古典講習科を立てられき、開業の時、清矩が其趣旨を述べさる演説中に彼科にて文章を教習するハ、世の常の國學者流の所業とハ事かはりて、彼和文と云ふ者ハ、今にしてハ擬古の業にして、通常に行ふべくもあらねど、其をひとゝたり書きなすこと能ハぞも、能く今日の常行文を流暢に綴るべからざと思ハるゝによりて、古書講習の餘課に、彼擬古の雅文と、今日の通行文とを交るゝゝ書習ハをべし、但し通行文を書習ふに、模範となるべき近世の文を選び、印刷して生徒に授くべしと述べたりしが、爾後兼務の公事繁劇なるより、少しく着手しさるのみにて、心ならずもそがまゝ打過ぎしに、友人中邨秋香氏も亦其從事する所の小學作文撰述の事務に因み、曾て彼模範文選著の志あり、清矩の此擧あるを聞き、全く其意見と適合するを喜び、即ち公務の餘暇勉めて此二巻を編輯して、示さるゝを見きバ専ら字音の辭多かる文を採りながら、漢文を直譯せし如くならず、つとめて古文に近きを省きながら、詞遣ひ正雅なり、かくてこそ我國人の記したる通行文と云ふべくして、和にもあらず、漢にもあらざる、筑良文の

謗を免るべけれ、依りて此書を以て即ち課業の模範とせんと欲し、更に一二を増損し、氏と相計りて以て印刷に付する事とはなしぬ、明治十六年九月廿八日

東京大學教授小中邨清矩

凡例

本書は近代諸家の著書、筆記、及び書簡等の内に就きて、今日に行はるゝ、通用文の模範となるべきものを擇み、大様其文體を類別して、これを編輯す、

日用文は元來文法の事など、旨々しく論ずべき程のものにはあらねど、然れども既に文なればまた隨て法なきにもあらず、俗文を學ぶ者必しも其法に依るべしとにもあらざれども、其大要は一と通り心得おきて然るべき事なれば、今其概略を本文の傍に標記して、注目する所を知らしむ、標記の例は即ち左の如し、

但し文法の標記及び名稱は、元來種々差別あることなれども、日用文は畢竟達意を主とする迄のものなれバ、さばかり仔細に講究を要すべきにもあらず、故に本文に述ぶるが如く、今ハ唯其大略を示すのミ

○○○○○ 主旨又ハ要旨となる處の標、

、、、、 主旨要旨を助けなす處、又は照應する處の標、

— 小段落、即ち一旨趣の小結するところの標、

」 大段落、即ち一旨趣の大結するところの標、

「」 彼此自他を區別する標、即ち人の言辭、又ハ他書に出でたる文辭等を引用する處に此標を附して區別す、

『』 右の言辭等の二重になりたる時ハ此標を附す、

｜ 詩歌の詞、及び典故等引用する處には此標を附して其大要を注す、

書簡文ハ十種の文躰を具するものまで、標記を施すべきものにもあらざれバ、今ハ之を省き、唯其典故等に係る文字に限り之を注す、

文中脱字ならんとおぼしき處にハ、之を加へて□脱カと記し、文字、又は言辭の足らざる處には、之を補ひて□補となし、衍字

と見ゆるにも□（衍カ）と記し、誤ならんとおもはるゝ處にも□（何カ）と志るす但し何々ぞありけり何々こそありけるの類ハ、其誤寫なること言を俟たざるものなれバ、直ちにそれをけるけれと改め、又申せし遣せしの類、必申し、遣し、といはでもえあらぬもの如きハ、直ちにこれを正しおきつ、

立つて、歸つて、と云ひ、又ハ進んで、退いてと云ふが如き、轉訛の動辭にも、正しくハ立ちて、歸りて、進みて、退きてといふべきなり、但し是ハ動辭に就きて言ふ虚辭ハ格別なり、其時の人の言辭を其儘に記さん時、又ハ草紙地にて語勢を取る處にてハ、語勢を取るとハ、例へバ藩翰譜金吾中納言の條下に○中納言大にいかつて、やあ、尼前、秀秋が身に國うばゝれん罪覺えず、命あらん限ハ只もとの儘にてこそあるべけれ、速にうらうべをそねらるべう候と申せ、尼前、とておつかうへさるとある類なり文といへども尚ほ正格に從ひ、立ちて、進みてとやうに書くべきなり、作者に依りてハ此區別をなさず、一向に轉訛の辭もて書綴れるもあれど、それハ心すべき事なれバ、今も初學のためには普通の文章語にみえざる動辭の訛言も、概ね之を正しおきぬ、

原文假字を濫用せるもの多し、これ殊に後生を誤るべきものなれバ、今ことごとく之を改む、

文體又も旨趣の、ふと打見てハ、解し難からんとおもはるゝ處にも、略注を附す、略註短きハ、本文の傍に細書し、其稍長き

ハ鼇頭に註記し、又處に依りてハ、本文の下に割註して示せるもあり、割註するものハ、原註と區別せんがため、必編者云の三字を加ふ、

本書載する所の文、原文の上下を略するものハ（節略）と記し、上文、又ハ下文を略するものハ（上略）またハ（下略）と記し、中間數段を略するものハ（中略）とし、數句を略するハ云々と記す、

引用書ハ、毎篇文後に細書して、之を示しぬ、但し其文ハ板本と寫本とを論ぜず、廣く異本に校讐し、又諸書引載する所に參考して、其字句異同あるものハ、純正にして、模範となすに足るべき者に従ふ、其傳ふる所、彼我較甚しき異同あり、折中して之を採るものハ、文後示すに其各書名を以てす、

文體ハ凡そ日常須知のものに、就きて之を大別す、即ち左の如し、

紀事類　志傳　紀行　雜記　日記

解釋類　考證

論説類　訓誡

書簡類

本書ハ凡そ日用文の模範となすに足るべき者ハ、何人の作に限らず、皆取りて之を修め、是その作者の和漢學者以下、稗史雜家等諸流の人物相淆雜する所以なり、されども其作者

多くハ一時の名家に係るものを、名家なるをもて修むるにあらずして、模範となるべき文ハ、おのづから名家の作に多きをもて然るなり、

本書中建白文を登載せざるものハ、抑建白の文體たる、最も時世の治態に應じて變更あるものにて、古人文中觀る所のもの、之を要するに今の世の模範となし難きに似たればなり、益し論說中掲ぐる所の諸家の文を熟讀せば、今日の建白書を作るに於てハ、筆勢自ら自在なるべし、

本書に修むるものゝ外、模範となすに足るべき文章、固より鮮からずといへども、此書巻數限あるをもて、今多くハ省きつ、暇あらば後日を期して尚ほ續編を繼輯をべし、

中邨秋香

此篇文辞平正にして、旨趣明潔照應あり、波瀾あり、これを味ひ來まバ、意味のますく長きを覺ゆ、

日用文鑑上巻

小中村清矩
中邨秋香　同輯

紀事類　志傳　雜記　紀行　日記

㊀鶺鴒石の事を記す　伊藤東涯

東涯、名は長胤、字は原藏、字を以て通稱とす、東涯は其号、又慥々齋ともいふ、仁齋の長子、京師に住す、元文五申年殁す、享年六十七

庚戌の歳四月十七日、駒野を發して小荻を過ぎ脇山村に至る、行くこと二里許にして、中村と云ふ地に至るに山川紛糾なり」そこに世にいふ鶺鴒石と云ふも

數人を坐せしむべき」といいでも、叶はぬ格なり、

のあり、山の半腹に頽然たり、路迂にして窄く、攀躋りつゝ、且望み且行く程に、三四町にて其石の下に至れり「これを觀るに高さ十餘丈、濶さ二十丈許、西北の方は草莽根を被へど、喬木はなし、其右へ相距ること百餘歩にして巖あり、其上に數人を坐せしむべき程の廣さなれば、同行の者おゝに居ても、ものいひ、或は歌うたひ、又は鼓うちなどす、両石の間にや、平らなる處あり、氍毹（もうせん）を敷て坐して聽くに、石聲に應じて或は人言をなし、或は歌うたひ、又は鼓をうつ、其輕重舒疾一としてたがふところなし、但幔（まく）を隔てゝものいふが如く、其

其聲左の云々、前の其右へ相距ること云々と對しみるべし、

昔は草木云々、前の草莽根を被へど、對して味ふべし、

遂に名ある云々、前のそこに世に云ふ云々と應ぞ、

聲左の角にあたり、意ふに匿中物を受くること、鏡の影をうつすが如くならん、たゞ笛の聲のみを應ぜず、これは律の協えざるにてもあるろ「昔は草木生茂りて此石あることを人も知らざりしが、四五十年以前、樵人の木を伐る聲の響けるを、始はこれを異しみ懼れて、逃走りしに、後にこれを聞扨きて、遂に名ある石になりしといふ、

白首尚抄　提醒紀談

㈡京丸村の事を記す　柳澤淇園

淇園、名は公美、字は里恭、通稱權太夫、淇園と号し、一号を玉桂、又玉奎とも書す、柳澤侯の老臣也、宝暦八寅年歿す、享年五十三、

東海道濱松といふに宿とし時、家のあるじがいひしは「此ところより天龍川に添ひて、十五里程山に入れば、遠江と信濃の國の境なる、川添の地に、京丸と呼ぶところあり其地に他より人の行かよふべきところにもあらねば、國の境に藤の蔓もて、長さ五六十間もあらんと思ふ程の棧をかけたり、處の者は京丸の棧といへり、巾陝くして行くにさへ目くらみ、魂消ゆるばかりなれば、彼地へ行くものはいといと稀なり、某が親の世には京丸へ行かれたることありなど只噂にのみ其處の事語りつぎて見たる人もなかるに、此宿の下男好事の者にて、京丸見て來らんと志ばしの暇を乞ひて、かしこに行かれたりけり」其地は家僅に四五軒ありて、農の業はすれども、常の食に米は聊も食はで、稗に小豆を交へて粮とせり、此男が行かれたる家は、其中にも長と思はるゝ者にて、麻の織りたるに、尾花を入れたる、新しき夜の物を出して着せたるのみにて、敷けるものとては、家のあるじもなし、枕は木の角なるをもて臥さしめたり、處の人語りけるは、『此山を登りて凹かなる處より見れば、珍らしき花あり』とて案内しければ、男行かれて見るに、はるかなる岨のもとに流あ

「家のあるじもなし」の句此男にのみならず、一家残らずなしといふ意をしらせたり、

案内の人云々、下の「夏も寒しといふ」と相對して味ふべし、涼しきに馴れたる人ハ、ことに暑さにさへぬものなり、花びらのわたり云云、上の珍らしき花咲ありといふに應ず、

り、水勢の屈曲して激する聲のいさぎよきけもひいふべくもあらず、溪間を遠く隔て、、其大きさ二た抱もあらんと思ふばかりの樹に、色紅にして黄を帯びたる花、今を盛と咲きたり、夏の事なれバ餘その暑さに案内の人々木の葉を以たゞきさり、さていふやう『此花の大きさ爰より見れバ、左程にもあらねど、此川の末尻といふ處に、此花の散りて流れ行けるを拾ひし者あり、花びらのわたりハ一尺餘もあるべし』と語れり、かゝる木の花にハ、たえて知る人なし、遠江の國人ハこれを京丸の牡丹とて、今猶ありといふ、此頃を

此花の云々、上の此宿の下男好事のものにてといふに應ず、四五軒の家云々、上文其地ハ家僅に云云、と照しみるべし、夏も寒しといふの句、尾花云々とれひ、

人も行かよふ事ありて、此地へハ至れど、此花のある溪へ尋ねゆきて見たる人なし、いかにとぞ、舟筏も通ハざる地にて、人の用なき處なりといへり『四五軒の家ある中に長とも見ゆるものゝ家ハ、寺院めきて佛画を懸けたり、其画幅ハ一向宗の、真向光明の彌陀にひとしき大いなるものなり、食物のこと供へ、松をともして燈明とす、花を手向くることなし、夜ハ燈火なく炬をもて業をなせり、土人ハ皆總髪にして、男女ともに同じ、髪ハ鋏にてきるといへり、子供も皆総髪にて、衣類にハ麻のからきを織りて、尾花蒲の穂など入れたる

又上ま麻まて織りたるま尾花を入れたる云々といふと應ぜ、

他國の字、此一境をなしたる地の人の語氣味ふべし、米を少しまても云々、上の米ハ聊も食ハでま應ず、

見たきハ俗言なり正しくハ見まほしきといふべきなり

を着たり、夏も寒しといふ」かの男濱松へ帰るまのぞみて、泊りたる家あるじま銭もて謝しけれども、他國をかゝるものまて用を足せども此地まハ用なきものなりとて取らじ、『家まかへり給ひて後便あらバ、米を少しまても贈り給ハるべし』とて、念頃ま藤の棧まで人ま送らせて『さすりて行けかし』とたびく言ひけるよし、大事ま行くべしといふ意まやと宿のあるじ物語りき」思ふま深山幽谷まわたりてハ、かゝる地も有るまやとおもへバ、行きても見たきまへ、ちなんせらるゝ

雲萍雜誌

此文簡淡まして明正此類の文字これを雅文ま求むるも、多く得がたかるべし、

荷蕢文人ハ論語ま見ゆ、賢まして隠るる者なり、

㊂山科の農夫　雨森芳洲

芳洲、名ハ東、一の名ハ誠清、字ハ伯陽、通稱東五郎、芳洲ハ其号、對馬侯ま仕へて文學たり、歿する年八十八

山科のかたはらま、田業をする親子ありしま、道ゆく人の金のいりたる袋をおとしおけるを、其子高き丘まあがり、呼びてかへさんとす、（其父）何事ぞと問ふま、（其子）志かくと答ふ、（其父）「おとすも拾ふも世のならひなるま、よしなき事ま携はりて、わが田わざをな捨てそ」といひけりとなん」此人ぞ荷蕢文人の類なるべし、

近世畸人傳

㊃頼朝卿静を召して舞ハせられし事を記す

古今集冬
みよしのゝ山の白雪ふみわけて入にし人のおとづれもせぬ
伊勢物語
いにしへの賤のをだまきくりかへし昔をいまになすよしもがな
尤云々、是此時代の詞づかひなり、こゝも二品の言を其まゝに寫し出す處なれば、其時代の詞遣ひにて綴れるなり、よく味ふべし、

本居宣長

宣長、姓ハ平、宣長ハ其名、通稱ハ春菴、後中衛と改む、号ハ鈴迺屋、伊勢松坂の人、享和元酉年殁す、享年七十二

文治二年四月八日、二品並に御臺所、鶴岡宮に参り給ふついでに、静女を廻廊に召出で、舞曲を施さしめ給ふ、去ぬる頃より度々仰らると雖とも、堅く辭(いな)み申せり、今日坐に臨みても、猶辭み申しけるを、貴命再三に及びければ、仰に從ひて舞曲せり、左衛門尉祐經鼓をうち、畠山次郎重忠銅拍子たり、静まづ歌を吟出して曰く、芳野山峯の白雪ふみ分けて入りにし人の跡ぞ戀しき、次に別物曲をうたひて後又和歌を吟じて曰く、賤やしづ賤のをだまき繰返し昔を今になすよしもがな、二品仰に曰く、尤關東の萬歳を祝すべき處に、聞食す所を憚らず、反逆の義經を慕ひ、別の曲を謡ふ事奇怪なりとて、御景色あしかりしに、御臺所ハ貞烈の心ばせを感じ給ふによりて、二品も御景色直りにけり、志ばしありて簾中より卯花重の御衣を出して纏頭せられけり、 玉勝間

(五)金吾中納言の事を記す(節畧) 新井白石

白石、姓ハ源、名ハ君美、初名ハ璵、字ハ在中、通稱勘解由、白石ハ其号、又勿齋、錦屏山人とも号す、幕府

に仕へて従五位下に叙し、筑後守に任す、享保十
己年卒す、享年六十九

秀秋十六歳にして、朝鮮うちきん大将軍を承りて、宗徒の大名あまた引具し、都合其勢十六万三千人五月廿二日大坂を立て同き七月二日朝鮮に押わたり、釜山城に入る、明くれば慶長三年正月四日蔚山のうしろまきし、真さきにすゝみ、秀秋が手にかけて馬武者十三騎きつておとし、凡そ討取る所の首、一万三千二百三十八、太閤に献つる、此使者同き月廿四日伏見の城にはせ参る、太閤軍の様を聞召して御感なゝめな

金吾殿の御ふるまひ、云々、之を奪はんとして先之を與ふる讒者の口氣、寫し出して妙なり、

らば、補 おもしけるに 石田治部少輔三成ひそかに申しけるは、金吾殿の御ふるまひ勇々しくも聞えさせ給ふ、さりながらすでに御代官としてむかひ給ひし御身の、みづから釜山城を出で給ひ、かろく敵の中に入りて戦ひ給ひしこと、事の体軽骨にこそ存それ、かさき若しその隙をうかゞつて、釜山城を攻めとつて候はんには本朝の通路自由なるべからず、この、ちはかゝる御ふるまひおかるべからざる旨を仰下さるべうもや候と申しければ、太閤實にもと思召し 補 さる 御景色にて、秀秋の功を賞したまはず、秀秋太閤の

仰かうむりて伏見の城に参るとつゞけて心得べし城を築く云々ハ伏見城に参らんが為なり、

仰かうむりて城を築く事九ヶ所、軍勢をとめおきて、同き三月十七日釜山湊に船を浮め、四月四日大坂につき、明くれバ五日伏見の城に参る、秀秋に志たがふ所の七人の軍奉行、並に加藤左馬助嘉明おなじく参る、伏見にありたる大名悉く参りつどひ、秀秋の開陣を賀し申さる、太閤やがて御出ありて御對面の事終りて後、太田飛彈守一吉秀秋の軍し給ひしやう一々に陳べて感じ申にぞ、太閤いかり大将軍のみづから諸軍と功を争ひ、かろ〴〵しき軍しなん事志かるべからず我秀秋をさしむけし事かへす〴〵も後悔におもひ

人々の聞玉ふ云々、上の伏見に在あふ大名云々に對しみるべし、不覺の事云々、上の馬武者云々並に城を築く事云々等に對しみるべし、軍奉行の人々上文七人の軍奉行とあるをみるべし、

きと仰せらる、秀秋聞きもあへずよのつねの御使ならんにハ幼弱の身、などか辭し申さでハあるべき、追討の御使なれバこそ仰をバ承き、志かるに今人々の聞き給ふところにて御後悔の旨を承るこそ口惜しこれ秀秋の不覺の事なからんには、軍奉行の人々只今御前にてまつすぐに申しすゝやうに秀秋が首を刎ねられて、御憤を散ぜられんやうにそうらふべしと押返し〳〵申されしかど、太閤御座を御たちありて内に入らせ給ふ、治部少輔三成參りて、秀秋の老杉原下野守、山口玄蕃允にむかひ、大殿の御氣色よからず、先

志やハ怒る時の發語、此時代專ら行ハれしものなり、但しこゝハ其有様を形容していへるなり、
そもじ以下一段仰ごとの趣を孝藏主が傳ふる口上なり、
すミやかに云々、上の速かに秀秋が首

御館に歸し入参らせらるべし」といふ秀秋聞きて、志や、くびうちおとさんとする氣色にて、うち刀とつて、さつ、徳川殿引とゞめ給ひ、とかく制して彼館にともなひ給ひしに、太閤の御使として尼孝藏主入來り、仰をつたふ「そもじ去りし頃蔚山の戰にかゝはりしふるまひし、又さゞ令の申條、甚奇怪の至なり、たゞすべからくはやく筑前の國をかへし獻りて、越前の地にうつるべし」となりければ、中納言大にいかりて、「やゝ尼(あま)前(ぜ)、秀秋が身に國うばゝれんつミ覺えず、命たらんかぎりハ只もとのまゝにこそ有るべけれ、すミやかに（故に國奪ハれん）

云々と對してミるべし、
徳川殿云々上文とかく制して彼館に伴ふとありて、此坐にあり合せし事ミえ、まさ仰謹て云々上文をうけて秀秋のためにとかく取なすさまをミる、文章の妙處、
さらバ秀秋云々、上文志や首うちおとさん云々、徳川殿引とめ云々と應す、

かうべをはねらるべう候と申せ、尼前」とておつかへ（とならバといふ意を含めたり）さる、徳川殿孝藏主にむかひ給ひ、「仰謹で承りぬと宣ふとこそ申さるべけれ」とありければ、尼前承り「此上ハ内府の御はからひにこそ[より]（脱カ）候べけれ、政所の御方へもそのよしを申すべきにて候」と申して罷出づ、徳川殿秀秋にむかひ給ひ「只兎にも角にも仰にしたがひ給ハん事こそあらまほしけれ、政所のおなげかせ（上文政所云々に對す）給ハんにハ、太閤もさのミハ心づよくハおはせじ物を」と仰せらるれバ「さらバ秀秋ミづから三成が首きつてのち、内府の仰にこそまかせ候ハめ」と申さる、徳川

徳川殿も今ハ云々、其ほとし扱ひこうじたりといふさま、おのづから文勢にてしられたり、

殿も今ハ仰せらるべきやうもなく、杉原山口をひそかにめされ、先づ家人少々越前の國に下さるべしと仰せられきバ、外様の侍少々をさし下だ、かくて徳川殿、大納言利家と共に秀秋の事御なげきわらんとありしかども、利家辭し申さ〔る〕徳川殿〔は〕日々に太閤に参り給ひ〔つゝ〕殊に仰出さるゝ旨もなし、太閤いつにかくも毎日見え給ふやらんと仰せられれバ、秀秋の國うつされんこといさいしう覺えて、此よし申さんとて參り候へども、えこそ申出もし侍らねとこたへ給ひて、そのゝちも日々に參り給へバ、太閤又もじめのご

さほどは云々、上の重ねて日々は参り云々とあるに應す、

杉原山口めして云云、上文先家人少々云々の結收、

秀秋に物おほく給ひの一句、太閤の意の解けたるをあらハす、上文秀秋の功を賞し給いだ以下と對しみるべし、

とく仰せければ、徳川殿のこたへ給ふやうもそじめのごとくなりしに、太閤さればおもひ給いんには、内府のそうらひにまうせ参らをべしと仰せられれば、徳川殿よろこばせ給ひて、秀秋のもとにむかひ給ひ、杉原山口めして越前に下りし侍どもめしかへさる、此時秀秋にハ、越前北庄の地、十六万石をあさふべし、山口にハ別に加賀の國大聖寺の城を給ひて、秀秋のうしろみすべしとぞありし、これに依て秀秋もそのまゝに筑前を領しられども、山口ハ此時より太閤の御家人となされしなり、ほどなく六月二日に徳川殿秀秋と打つれ参らせ給へバ、太閤御對面あつて饗宴の儀事終り、秀秋に物おほく給ひ、安宅貞宗の刀、吉光の脇差、大般若捨子等の茶壷、鷹二連、黄金十

此文一讀の下、おのづから身其地に在りて、親しく其事を觀るが如き感あり、古人文中多く得難きものといふべし、學者熟讀せバ、志傳の筆に於て大に裨益あらん
髮は黒きすぢ云々、一段其容貌を記す、
天性喜怒の色云々、一段其性情と平常の動止との事を記した、

枚なり、又徳川殿にも引出物ひかる」（光忠の刀、黄金三百枚、）秀秋この日長崎伊豆守を徳川殿へ使として、「此度の御芳恩いづれの時まで忘れ候べき、報いまゐらすべき時こそ侍るべゝきと申されたり」、

藩翰譜

⑥先考の行狀を記す　　新井白石

父にておはせし人の、云々、我物覺えしよりは、髮に黒きすぢはすくなかりき、面は方におもしまして、額上高く起り、眼大きく、鬚多く、たけは短し、かくおはせしかどもすべて骨ふとく、たくましく見え給ひたりき」天性喜怒の色あらはれ見えさせ給はず、笑ひ給ふにも聲高く笑はせ給ひし事ハ覺えず、まして人を使ひ給ふにも、あらゝしきことのたまひし事ハ聞かず、物のたまふ事いろにも詞すくなくして、立居かろ〴〵しからず、驚き給ひ、騒がれ給ひ、事に堪へかね給ひしなどいふ事は見し事あらず、たとへバ灸治などし給ふにも、「灸小しきと、數すくなきとは、無益の事なり」と仰せられき、大きなる灸を、其數すくなからず、五所も七所も、一時にすゑさせて、いたみ給ふらしとも（前に應す）見え給はず、身静なる時には、つねにおはします所を浄く掃ひて、壁上に古画をかけて、花瓶にも春秋の花をすこしくさ

白石文ちひさきとあるべき處は、常に小しきと書けり、一家の語といふべし、普通には仍ちひさきとこそいふべけれ、

してまてもあるべし、

朝夕の物をめす云云、一段飲食の事を記を

しもさみて、それに對して黙坐して日を消し給ひ、又ミづから繪かき給ふ事なども有りき、それも色を設けさる事なとをば去のみ給もぞ、身の病し給ふ時より外は、人をめしてつかひ給ふといふ事なく、なに事も手づからみづからのミなし給ひさりき、「朝夕の物をめしに事も飯は二椀に過ぎず、「手して椀をさゝぐるに、その輕重によりて、飯の多き少きはしるれば、其餘の物も飯の多少によりて、多くも少くもくらひて、常に我腹にミつる分量をすぐをべからず、口にかなふ物なりとも、一色をのミ多く食ひぬれば、必そのさめ

身にめしけるもの云々、一段其衣服の

に傷らるゝ事あり、何物をも撰ばずして、皆々すこしづゝ食ふ時は、互に相制する所あるにや、食のさめに傷らるゝ事はすくなしと覺ゆるなり」と仰られき、よのつねにもこなさより參らする物をめして、何物をまゐらせよとのたまひし事はあらざりき、たゞ「四時の新味をば、その出來をし初に、なに物に限らず參らせよと仰せられて、家人と共にきこしめしけり、「酒はまづうも喉に下し給へた、大きに醉ひ給ひしかば、たゞ盃を把りて歡を交へ給ふのミなりき、茶をばこのみてめしけり、「身にめしける物も家におそはる時は、洗ひ

事を記す、

扇などをも云々、一段身に帯るもの、事を記す、

す、かしものをもめしゝれど、あかづきぬるをば、いね給ふ時もめす事なく、門を出給ふに至りては、必新らしく、あざやかなる物どもをめす、それも身におひ給はぬ品のものを用ひられし事はあらず、むかし人はつねに身死しなん後の、見苦しからぬやうを心にかけしなり」などの給ひさりき、「扇などをも人多き中に、とりも落し、忘れもする事侍り、これらの物にてもそのぬしの心はおしはからるゝ事なり」と仰せられき、むかし様とかいひて尺ばかりの白骨なるに、紙は金銀の砂子地なるを用ひ給ひ、繪かきしもなかるべき、畫士のかきしにあらねば用ひ給はず、まして刀わきざしのおとさ、武器の事はいふに及ばず、七十に餘り給ひし後に、左の臂痛み給ふ事おはしまして、其由を申し給ひ、職を辭し給ひしかど、戸部ゆるし給はざりけり、それよりしては巾一寸六七分ばかりありて、長さ一尺餘なる、鞘巻の刀ばかりを帯して出仕し給ひ、刀をば道の程ばかり召供のものにもたせ給ひさりき、今おもふに異躰の事なりしかど、人もとがめず、まして戸部ものさまふ旨もなかりき、思ふにこれをも、事あらむに刀を帯しながら、それを用ひざらむ

事なかるべからば、なかりとて身に痛あれど刀を用ふるに堪へぞ、なからじ無用の物身に随へざらむにも、と思ひ給ひしにや、其鞘巻は身終へ給ふまで常に身をはなし給はで、終り給ふ時に仰せ置きしかば、陸奥におはする幼きより養ひ給ひさせし人の許に贈りぬ、飾れる所には黒金物に浪を彫り［さるに］（衍カ）鞘ハ黒くぬりしに千段巻といふごとくに巻きし所を、金白檀といふものにきしなり、髪おろし給ひし後ハ鞘をバ皮のひきはだにいまられさり（下略）　折焚柴

㊆冨士谷成章略傳　山崎北峯

北峯名ハ美成、字ハ久卿、北峯と号し、又好問堂と稱す、通稱久作、[redacted]

冨士谷成章、字ハ仲達、はじめ層城と號し、後その居宅の地名によりて北邊と號せ、皆川淇園が弟なり、三歳書をよくし、七歳にして詩を賦せり、九歳の夏韓使の來聘ありし時、韓人と筆談せしに、幼にして其才氣のいちゞやく、應答の速なるに韓人も舌を巻きて嘆賞せりとぞ、長ずるに及びて群書を渉獵し、自ら思へらく、近を捨て、遠を求め、目を賤しめ、耳を貴ぶこと、世の人の常なり聖人の書と雖も異國の教のミ、吾邦の典故を學ぶにたらずとて、國史律令ハいふも更なり、

「三歳書をよくし」と、漢文口調の書ざまなり、これらハ「三歳にして書をよくし」とこそかくべけれ、但し三歳にしてとあるからハ、次の七歳に〇〇にてといふべきをバ、或ハ省きて、七歳詩を賦せりといふこともあれど、初めを省きて後を全くいふことハなしとなるべし、聖人の書といへども云々數句、名家略

傳の文解しがたし、蓋し校正の疎漏に依るか、今白首尚抄引く所に從ふ、

家乘遺集まで、普く捜り、廣く索めて究めずといふことなし」、ある時皆川淇園清君錦と同じく、成章が家に集會して、百題を出し、午時より子時をもて限とし、おのおの五律を賦するに、淇園はやく就り、君錦次ぎて就る、成章ひとり後れければ、人々平日の頴悟敏捷なるに似ざるをあやしみけるに、その出すに及びて、百題におのおの和歌一首をよみそへたりこゝに於て坐を擧げて大に服せりといへり」、享年四十二歳、淇園に先だちて没す、　名家略傳　白首尚抄

中山信名

㊇塙保己一傳

此篇長文なれども、首尾の連絡あるをもて、他の例の如く、節略して載すべきにあらず、よりて今は語脈に關かる處々を撮綴して掲載することゝなしぬ、又此書總ては原文を略せる處を云々或は中略など記入する例なれど、此篇略する處頗る多く、今それを一々記入せんも煩はしければ、趣意の續く處は之を略し、趣意の轉ずる處にのみ云々と記す

温故堂塙大人名を保己一、氏は荻野といふ、塙は其師須賀一撿挍の本姓を冒されしなり、其先參議小野朝臣篁卿より出て、世々武藏國兒玉郡保木野村に家居す、世を經て宇右衛門に至る、宇右衛門宇兵衛を生む、是大人の所生なり」、此人加美郡藤木戸村の父老齋藤

理左衛門といふ者の女を妻として延享三年丙寅大人をうめり、幼名を寅之助といふ、五歳の年より肝を病みて、七歳の春俄に盲目となる、十二といふ年宝暦七年丁丑母を失ひて憂悒ふ事尋常ならず、是より漸く東都に出で、業をなすべき心起きしが、或人の語るを聞うきし（くカ）に當時某とうやいふ者太平記一部を諳誦し、東都に在りて諸家に出入り名を著はしにときゝて、大人心に思ひく、太平記は全部四十巻に過ぎず、之を知るをもて名を顯はし妻子を養ふ事を（衍カ）得ざらるべき事かは、と（補）此に至りて東都に出んとする志いと切なり、十五といふ年の春宝暦十年三月父に請ひて東都に至て雨冨撿挍須賀一が門人となり、彼家に寄留し名を千彌と改む（須賀一撿挍本氏は塙といふ、雨冨といふは盲人一座の習に座名といふものにて別稱なり）云々翌年萩原宗固が門弟となり、物語様の文をもをよみて歌よむ業を學はる、其頃川嶋貴林といふ人あり、大人こまにつきて小學近思録などより初めて異朝の書籍を習ふ、折ふしふを神道の教をも受けたり云々山岡妙阿（明カ）を其頃博學なるをもて名を顯はした、大人又此人によりて律令をよまきき、難經素問などいふ醫書をバ、品川東禪寺の僧孝首坐に習ふ、十八とい

ふ年宝暦十三年癸未に一座の衆分となり名を保木野一と
いふ。もとより記憶すぐれしかバ漸く其名を知る者
あるに至る。はじめ大人雨冨が室に入りし時其教に
任せ三絃を習ひけるに、今日習ひ得しものハ一夜の
程に忘れて明日ハ知らずなりけり。都て三年が間に
一曲をも全くハ覚え得ざるのミか、調子さへ合ざり
ければ、雨冨せんすべなくて、針治の術を旨とならハ
せけるに、醫書よむ方ハ人に勝れて、二度よますれバ、
其次の度にハ一文字も違へずよむ程なりけれど、術
にかゝきハ人よりも遙に劣れり。これハ文よむ方にひ

かるればなるべし。雨冨餘りに覚えて、せめ言ひける
ハ、云々、「こゝよりして三年を經て成す事なくバ、速に郷
里に送りやるべし」といふ。大人肝にしるして晝夜と
なく讀書をつとめしかバ、終にハ名をあらハを近に
なりたり。二十四といふ年の春明和六年三月歌の師宗固
の言に従ひ編者云此處殊に節略せり縣居につきて習ふ。こゝに
て六國史をもとげよまれけり。されど此冬縣居死に
たりければ、僅か半年許なん教をぞうけられし。さ
て大人の學業日を追ひて進ミけるまゝに雨冨もい
さくめで、一日大人を招きてさとすやう、「當世一座

塙勾當と稱しの句、上文塙ハ其師須賀一云々、及び割註須賀一撿校本氏ハ云云、と對し味ふべし、

の様をえるに序を進む〔る〕(補)者皆金を旨として、術藝に拘ハらず、うくてありなど後にハ一座の内に藝學ぶもの絶失せなん、汝が學業をやう人に超えたり、然れども財も持ち得ざれバ序を進む〔る〕(補)事得可うらじ、吾之を思ふが故に汝が爲に金百両を貯へおけり、宜これをもて序を進む〔る〕(補)料とたべ」として出したび〔た〕(けカ)れだ、遂に安永四年といふ年の元日、階〔を〕(衍カ)を、みて一座の勾當となり、塙勾當と稱し名を保己一と改む」云々此年雨冨の家を離れて、番町廐谷の北坂上なる高井山城守が宅地に移住む、大人倩々思ハく異朝にハ漢魏叢書などより初めてさる叢書ども聞えたり、皇國にハいまだ其例なし、さらバおゝにもうしこに倣ひて彼處此處にちりぼひある、一巻二巻の書を取集めて、形木に彫りおきなバ、國學をする人のよきたすけなるべしと思ひとりて、同八年己亥の元日より天満宮に誓ひ、心經百万巻願だてし、日毎に寅の時より起出て、百巻宛の看經怠らず、此年又宅移して土手四番町なる東條信濃守が宅地にすむ、是より先にも來り學ぶ者なきにハあらねど、こゝに至りて門人となるもの數多あり、云々、さて彼集めてんと思ふ書をば群

書類従といふ名を設け、こゝに求め彼處により得し程に、珍書ども、多く出でしにけれバ、やがて上木の功をおこし、年に従ひて若干の巻數出できにけり、天明三年といふ年の三月おもひの外に撿校の職に遷りぬ、寛政五年の春編者云こゝも殊に節略せり云々、和學講談所建つべき地所給はるべき由、そこに仰事ありて、其七月に裏六番町なる宅地三百坪をくだし給はる、同十一月講談所なりにけれバ、やがて會始あり、翌寛政六年官人一坐の取締といふ仰を蒙り、同七年の九月に講談所永く絶ゆまじき料にとて、町屋敷を給はり、年毎に

其納むる金五十両をもて雜費にあてらる、同十二月白銀十枚を給ふ、是よりさき群書類従のうちに、版成りたるもの若干巻を奉るが故なり、同十年五月開版の形木納[むべき](めんカ)庫たつべき敷地にとて、品川村の内御殿山の下なる地千六十坪をくだし給はる、同十一年五月一坐の取締の職辭し申すにより、白銀貳拾枚を給はせて、其勞苦を賞し給ふ、同十二月此程學問所にて撰ばせらるゝ所の孝義録を校正し、假名の使ひざま、詞の延べ様など、あらたむべき仰事ありて、偏く校正して功なりに[た](けカ)れバ、やがて開版なる、又ことなる

仰事によりて、此年より門人を京師に登らしめ、諸家にひめもてる名記を寫さしめ、書改めて紅葉山の御文庫に納む、年を逐ひて數百部におよぶ、其草稿をバ家に納むる事を許さる、當時かくばかり家々の日記を納めもてる人絶てあることなし、又日本後紀は、世の中に久しく絶えて傳はらざりしを、さきに京都の名家より求め出させて、形木にゑらしむ、總て十巻あり、全部の五分が一なりといへども、猶六國史の員備はる事は、今の御代となりて、此時初めてなり、令義解百錬抄など悉く校正して、猶追て上木の功を企てらる、

表六番町にて云々、上文裏六番町なる云々と對し味ふべし、

世の國學をいふ者、容易く奇書を見る事を得し〔るカ〕は多くは大人のいさをなり、享和三年一坐の總録となりて、本所なる總録宅地に移り住む、文化二年正月裏六番町なる敷地を召上られ、其代として、表六番町にて敷地八百四拾坪を給はり、講談所を此に移したつ、是迄の地所狹きを以てなり、天滿宮を宅地中に營ミ年頃の宿願を賽す、此年一坐の總録の職を辭して、十老の列となり、表六番町に歸り住む、一坐の先例、十老に入る者は必京師に移り住む、然るに大人はことなる勤あるを以て、公よりそ江戸に留め給ふ、同五年六月、守

多帝仁和三年より以來、正親町帝慶長八年迄の間、實録修めらるべき料編ミて奉るべき由仰事ありて、之を史料といふ、御家に侍らふ人の中にて、門人のさるべき者數多をさへ添へ給ふ、又其序を以て武家に係きる者の職名、文書、兵器など、すべてあるべき名目をも、類聚し奉るへき由[をも]〔衍カ〕命せらるゝこまによりて、別に御手當として、年毎に金五拾両を給ふ、同八年螢蠅抄六巻を撰びて奉りしかバ、白銀五枚を給はりて賞せらきれ、同十二年四月和學の事につきて常に公の仰事を承り功あるを賞し給ひて、大城に詣でゝはじめて

両御所を拜し奉る、是より年毎の始に、御醫者たち と共に年の始の御悦を申して拜謁し奉る、云々、文政二年群書類從六百七十巻形木の功なり、年來の願望へとげぬ、國開けてより後かく大部の書上木せしこと、こきに超ゆるものなし、是より先續集の企ありて、年を逐ひて奇書多く集まり、總て一千八百部に至る、前編千貳百七十部餘、合せて三千餘部なり續きて上木の功をおこさきんとせ」天人物語てふもの、何ならず暗うらねど、殊に源氏榮花などを旨とれせらきしなり、源氏など講せら[きし]〔る、カ〕をり、讀者よミたがへさり

物語てふもの云々、上文物語様の文ともをよミてと行るに應ず、

此篇本文を一に太閤記に譲りて平正簡淡に記し、両段の注各或説を引載して、重治が人となりを述べ、併せて其人を評す、委曲の筆意味ふべし、

し折ゝ、讀継ぢなどせらるゝに、一文字もたがへず、榮花を標注せらきされど、いまだ版にものほせらきだ、此年大人年七十四、其盛なること常の人の五十餘程の如し、猶あのさかりもいらばらりの榮ゥおえすらん、といとたのもし（下略）　好古雑誌

⑨竹中家譜　新井白石

丹後守重門を、半兵衛尉重治が男なり、重治が父遠江守某が時に至りて、當國の守護齋藤山城守入道道三に随ひて、不破郡岩手の城に在り、重治いとけなくして父に付き、菩提の城にあり、生年十九歳の時、主の右

城をば龍興に云々、上の我國の中にあらん云々と表裏相應ず、重治が稲葉山の城を襲ひしは、毫も利欲の為にするにあらずして、一に其恨を雪ぐの意に

兵衛太夫龍興を恨むること有りて、おのが主従僅に十五人（十六）、永禄七年三月八日の夜、稲葉山の城を襲ひ取り、龍興辛き命のがれて落行きぬ、織田殿此由聞給ひ、「其城参らせたらんには、美濃國半を分ち賜へるべし」と仰下さる、「我國の中にあらん城、他國の人に参らせん事いかで、所領賜はらん事望む所にあらず」とて参らせず、一年を經て後に、城をば龍興にぞ返しあたへける、重治が稲葉山の城襲取りし事、太閤記に委しくきこえたり、去おづら、彼國の侍、岩田孫右衛門といひし者の、我等に語でしを、事の様子少しくかをれり、重治童なる時より年頃よりハ愚に見えたりし人なりけり、元より龍興が被官たりしが、質として舎弟久治を城中に置けり、龍興も此人の愚にこえしをあなづりて、常に無禮の

出たる事を明まを史筆の妙處着目すべし、

事も多かりけり、十九歳の時城ま登りてありしま、龍興ガ侍共、主の常々あなづるま習ひて、櫓の上より重治ホ小便をたかうけてけり、重治さらぬ躰まもてなし、押拭ひておのガ城ま歸り、舅の安藤伊賀守ガ許ま行きて、「重治へ屋形を恨ミ参らもる事ありて、襲ひ参らハせんと思ふなり、加勢給ハるべし」と云ふ、安藤もあハまゝ愚なる人哉、我等ガ小勢を以て、屋形を傾けん事叶ふまじと思ひしかど、「この事努々然るべからず」と教訓して歸を、重治「弟久治煩ふ事あり、側らま侍らひて醫療を加へよ」とて侍六七人を城中ま入置きぬ、其日暮方ま長持ま物具入れて雑人ホ舁かせ、ミづから侍十人計具して城中ま登る、「是ハ舎弟ガ病とぶらふ人人まもてなさん料の、酒飯やうの物まて候」といひし程ま、門毎ま咎むる者もなくて入りてけり、詰の城ま入りをまして、物具ひし／＼とかためて、切て入る、其夜の侍大將齋藤飛彈守をバ、重治真二ツま切て伏を、斯る小勢たるべしとハ思ひもよらず、俄の事まハあり、城中の在合ふ輩、周章する所を、十七人の者どもこゝかしこま切て廻り、討たるゝ者少からず、龍興からき命たすかりて落行きぬ、城中ま早鐘鳴出て以の外ま

偏ま重治ガ云々、注の「思ふま秀吉云々」と照して味ふべし、

騒動しける程ま、安藤伊賀守、備ハ彼男攻入てけりとて、大ま驚き手勢引具し、鞭鐙を合せて馳來たるま、城をバ既ま重治ガ手ま取てけり、其後安藤ガ計らひまて、龍興重治中なをりして、城をバ龍興ま返しあたへ、重治ゑ近江の國ま在りてけりと云ふ、重治其後織田殿ま随ふ、元亀三年織田淺井不快の事起りて、木下藤吉郎秀吉を、差向けらるゝま及ひて、重治ま寄騎の侍多く附けて、秀吉ま副へられたり、是より常ま秀吉を助けて、謀を廻らし、戰を決す」、始め豊臣太閤多くの武功をあらハし、織田殿の御感ま預かり給ひし事、偏ま重治ガ助け参らせしま依てなり」、天正七年の春、秀吉を助けて播摩國三木の城を攻む、心地例ならざ、醫療加へんとて、都ま登

さらバ軍中にこそ死なめの一句、重治奉公の志の篤きを見るべし、

評論を注に書けるハ藩譜なるを以てなり、もし傳ならバ評論をバ傳後に述ぶべきなり、

る、我病いゆる事ありがたしと聞えて、「さらバ軍中にこそ死なめ」とて播磨國に馳下り、同六月平山の陣にして空敷なりぬ、三十六歳とぞ聞えける」（此人の事、太閤記に其傳あり、合せて見るべし、古き人の申しゝ、「重治が勇謀武略、人恐れ敬ハずと云ふ事なく、昔の摘、今の竹中と申しゝなり、此人三木の陣に在りし日、書寫山にて僧の具數求めて、高野山にのぼせおき、城責落しさらん後ハ、必世をのがれんと思ひしとミえき」と云ふ、思ふに秀吉我勢のおこるに隨ひ、我才の重治に及バぬ事を知り給ひ、彼を深く忌思ひ給ひしに依て、斯ハ思立ちしなるべし、古の陶朱子房がたぐひにや本朝にもかゝる類を見バ其志のならずして、身早く死せし事惜しむべく、又幸なりとも言ハまし、誠に尊ぶべき人なりけり、）丹後守重門童名源助、七歳にして、父重治におくる、秀吉天下の事を志ろしめさまて後、十六歳にて從

五位下丹後守になさる、（菩提六千石を領せりと云ふ、）慶長五年の秋、關が原の戰に、東國の味方として、小西攝津守行長を生捕て參らす、（重門が領せし相州の地下人生捕て、其領主なきバ、重門が許に召連れ來たりとなり、）大坂の軍にハ、酒井雅樂頭忠世が手に屬して戰ふ、重門五十九歳、寛永八年十月九日に卒す（下略）

⑩壬子試筆の詞　室鳩巢

鳩巢、名ハ直清、字ハ師禮、一の字ハ汝玉、通稱新助、鳩巢、駿臺、滄浪等の号あり、幕府に仕へて儒員たり、享保十九寅年歿す、享年七十七〇此文典故の引用等頗る多く、且其文體もやゝ高尚に過ぎさる處あれども、學者に在りてハ、此類の文例をも知りおくうた要用ならんとて、採收することゝハなしぬ、

白駒の隙
漢書に劉澤謂張良曰、人生世間如白駒過隙耳、
黄金の術
史記封禪書に丹砂可化爲黄金、黄金成以爲飲食器則益壽、
犬馬の齢とハ自己の年齢をいふ卑下の辞、犬馬の齢是までであるべしとも思ハざりしがことしハ七十あまりと續けて心得べし、
昔の董生を云々、漢書董仲舒傳に、下帷講誦蓋三年不窺園、

日月送に移りて白駒の隙過ぎやすく、衰病日に侵し
て黄金の術成りがたし、されバ犬馬の齢、是までである
べしとも思はざりしが、いつしか[も]老の波よりて來て
ことしハ七十あまり五つの春にもなりぬ、剰へちか
きころより身に痿疾を得て、手足もたがらだ起居もな
やめるま、[は]昔の董生を學ぶとまもたらねども、此
三とせ春の園を窺ふこともかなはねば、閨の中なが
ら梢につたふ鶯の音に殘りの夢をさまし、枕にかを
る梅が香に過ぎし昔を志のふばかりにかなんありけ
る志かもあれど幸に若かりし時より學びの窻に年

邯鄲の歩
胡曾文に、將趨漢汗之程、詎學邯鄲之步、
さても多くの年月の句、上の犬馬の齢云々に應ず、
富貴ハ浮べる雲、論語に不義而富且貴、於我如浮雲、
禍福ハ糾へる纆、賈誼賦に、夫禍之與福兮、何異糾纆、

を經る甲斐ありて、程朱の道に志たがひて、鄒魯の風
をたづね、韓歐が文をおのそて、邯鄲の歩を學ぶまぞ、
老の寤覺も慰さぬべき、さても多くの年月を經て、世
のうつりかはる有様を考ふるに、盛衰榮枯互に行き
かふさまが夢とやいはん現とやいはん、誠に富貴ハ浮
べる雲の如く、禍福を糾へる纆のごとしといへるに、
何かたがふ事あるべき、中に唯吾が聖人の建て給へ
る三綱五常の道のミ、天地と並び傳へ、古今の隔てな
く、是ばかりはかはる事あるべからず、人として仰ぎ
崇ぶべきハ此道なり、然れども儒教世に行ハれざ

蚍蜉撼樹
韓愈詩に、蚍蜉撼大樹、可笑不自量、
精衛填海
山海經に、發鳩之山有鳥、名精衛、是炎帝之女、往遊於東海、溺而不返、常取西山之木石、以填東海、

もとより、人々義理に疎く、利欲にさとくなる程に、五常の道すたれて、風俗日に下りゆくこそなげかはしけれ、もとより、わが力及ぶべきにあらねば、ひとへに蚍蜉の樹を撼かし、精衛が海を填むるに似たるべし、されど世を憂ひ、民を新にするも吾儒分内の事なれば、是を度外におくべきにもあらず〔いかなれば〕（衍）世に老師宿儒と称する人の、好みて異説を肆にし、又は他道を雑へて仁義五常の沙汰をばよそにすることうけられね、たゞ務めて新奇を競ひて、俗耳を悦ばしめ、時好に投ずるなるべし、いと口惜き事なり、古人のいはゆる阿世曲學とは、是等をいふなるべし」よし人はさもあらばあれ、縦ひ風俗は昔にあらずなりぬとも、「わが身ひとつはもとの如く、仁義の道を守りつゝ、前修の模範を失はじと思ふこそ、責て儒となりし志るしともいふべけれ（下略）　駿臺雑話

よし人は云々、前段をうけて然れども儒教云々の意を結ぶ、
わが身ひとつは　月やあらぬ春や昔の春ならぬわが身ひとつはもとの身にして」此歌の詞をとりて、遥に前の文にはあれど幸に云云の意を收結ぬ、

⑪杜鵑を聞きて感あり　瀧澤馬琴

馬琴、名は解、字は瑣吉、曲亭馬琴と戯名す、著作堂、信天翁、蓑笠翁等の号あり嘉永元申年十一月歿す、享年八十二、

庚子四月十五日の朝、杜鵑の初めて鳴くを聞く、立夏

琴嶺ハ馬琴の長子まて、其病歿せしハ天保六年五月七日の事あれバ、病中杜鵑さうりまあきし
あるべし、

後十日あり、去年ハ立夏の日より鳴きぬ、今玆々去年より十日後きさるゝ、季候の遲速あきバあり」吾この鳥の聲をきく毎ま故兒琴嶺の事を思ひ出で、悒々さり、物まよりて懷舊の情ある事人皆志ぅて景まよりて情起り情をもて景を思ふ、眺きそ人の心あるうな、

著作堂雜記抄

⑪東照宮參拜の記　大田南畝

南畝名ハ覃、字ハ子耜、通稱直次郎、後七左衛門と改む、南畝、蜀山、杏花園、遠櫻山人、石楠齋等皆其号あり、幕府の臣、文政六未年四月歿す、享年七十五、

四月十七日半日の閑あきバ、妻戀稲荷杜ま神君の御

同じ御紋うきし提燈をさてしのもまて云々、失望のさま味ふべし

影ありときゝてうらびひしふ門邊に提燈あどたてて神樂あり、稲荷の神前ま、葵の御紋染めさる白き帳をたれ、同じ御紋かきし提燈をさてしのゝふて、外ま問ふべき人もあけきが立出づ、人の多く參りつどふを憚りての事あるべし」それより深川の方へゆく、今の三十三間堂いまだ再建あらざりし時、かたへの小祀堂の内まおさしまを、甲冑馬上の御木像ハ、八幡宮ありといひしが、近祀頃尊像の御胸ま、葵の御紋あるを見出て、是まさ神君の御像ありとて、私うふ人々まうでし事あり、いうがあらんと思ひて、其堂ふ詣づる

されど今日思立ちし云々、一句全篇を収結し、且南薫に風しの句を下して、おのづから其愉快の情を寓す、味ふべし」、起筆は四月十七日といひ、半日の閑あれバといひて、偖湯島より深川に至りし事を叙し、秉燭の頃やどりに帰りしといふ、長日のさま言外に見ゆ、且南薫に風しの一句、四月薄暑のさまも著し、老練の手段といふべし

に戸さして人なし三十三間堂に立入りて見めぐりしに、今の堂の本尊なる観世音の像のうしろの方なる内陣に、白き戸張をなかばかゝげしを、ひそかにうかゞひ見るに、正しく昔の甲冑馬上の尊像にて、御馬のかしらと、御胸のあたりまでほのみえしが、御ぐしハ戸張のうちにかくれて見えず、あらそふに拜み奉らんも空おそろしくて、速に立出でぬ」されど今日思ひたちし本意とげし心地して、南薫に風し、大川をゝさりて、秉燭の頃やどりにかへけり、（一話一言）

㊂ 西北紀行　　貝原益軒

紀行道の記の類ハ、文體殊に平易にして、明詳ならんを要す、此篇の如き最も模範となすべきなり、

六十を下寿といふ

元禄二年我が年すでに下寿に及べり、（益軒名ハ篤信、字ハ子誠、通称久兵衛、益軒と号し、又損軒とも称す、筑前福岡の藩士、正徳四午年歿す、享年八十五）かねてより丹後若狭近江に遊観の志あり、（志ありしをもてといふ意なり）閏正月廿五日餘寒猶はげしけれど、つとめて京都東洞院の旅館を出で、勘解由小路を西へ、（今ハ酒井讃岐守殿邸となる）二條御城の郭内より、大學寮の舊跡を過ぎ、朱雀を南へ、四條を西へ、壬生の地藏堂（心浄光院、又寶幢寺と号し、或ハ壬生寺とも云ふ）の邊を過ぐ、此寺に壬生忠峯が硯あり、此に忠峯が宅の跡あり、壬生の西の田の中に雀森あり、○西院村（秀吉公の築き給ひし京都封疆の外なり）を經、

此北は山内村あり、○紙屋川（西院より五町許西小川あり）を渡り、丹波へ行くには此路迂遠なれども、嵯峨と堅木原の間を見んため、梅津の東を通る○梅津村（京より二里あり）の東に王墓とて大なる墳あり、是古の天子親王の御陵ならん、其御名をしる人なし、陵大なれば中世以後の陵にはあらじ○桂川舟にて渡る、此河水いとさやかによし、故に都より爰に來て布帛を洗ひさらにものおほし、宋景濂が日東の曲に渭水西ニ流テ曲ツテ似ニ鉤ニといへるを此川なるべし、是より松尾の社右にみゆ○西芳寺（松尾の南にあり）此寺は厩戸太子の開基、夢窓國師中興せりとな

ん、両山の谷あひに在りて佳景なり、堂前假山水ありてひろし、夢窓手づから經營する所なり、今世假山水を愛する人是を以て摸範とす、又嵯峨の天龍寺の方丈の後庭の假山、臨川寺の假山も、ともに夢窓製せりと云ふ○山田村（上下両村あり）の南に車塚と云ふ塚あり、これ文徳帝の御車を埋めし塚なり、凡御陵のかたはらに車塚他所にもあり○御陵村に文徳帝の御陵あり、小山の如し、是田邑の御陵なり、御陵の上に小祠あり、此南に川あり、常に水なくして霖雨のとき水出る川なり、土人たんざ川といふ、是田村を誤りてさんだと

云ふなるべし、山田村といふを即ち是田村なるべし
○堅木原、御陵村より十三町許南なり、是丹波へ行く大道の宿驛な
り、茶屋あり○塚原村○沓掛村、是より五町許西路の
左に大石あり、里人是を酒顛童子が腰かけ石と云ふ
○おいの坂、是山城丹波の境なり、本名は大江山なり、
大江の坂を誤りておいの坂と云ふなるべし、大江山
生野の道の遠ければ、と小式部がよみしは此處の事
なり、生野も天の橋立にゆく道にあり、又丹後にも大
江山あり、むかし酒顛童子が住みさる所なりと云ふ、
それは天の橋立に行く道にあらざれど、小式部が歌

によめる大江山にはあらず、大江の坂の嶺より少し
西に地藏堂あり、其側に亀山城主の休所あり、地藏堂
の少し北に山城丹波の境あり、嶺より京都及び山城
諸山よく見えて佳景なり、地藏堂の西南に一村の松
林あり、是酒顛童子が首塚なりと俗にいへり○王子
村におゐの坂より十五町ばかりくらがりの宮とて小社あり、鳥居
あり○篠村此邊桑田郡なり八幡宮あり、足利尊氏都没落の
とき、此社に詣て、願書をこめ、供にありし軍士共矢を
納めし所を矢塚と稱し[て]すカ社の西に[ある]補小塚[あ]なカり、愛
宕山を東に見、保津村を北に遠く見[や]衍る、保津川は崖巌

川の上の北ニあり、保津山名所なり丹波のおくより材木薪等を取りて、船筏ニて保津ニ出し、保津ニて筏を組直し、材木薪をおほくつみ、山間の狭き川をくゞりて嵯峨ニ出づ、其間瀧のごとくなる急流多く、又岩間のまがきる所多くしてあやふし、志かれども筏士どもよく乗りならひされば、のりあやまる事なしといへり、保津より嵯峨へ二里あり○亀山久世出雲守殿五万石の居城なり、町長し、旅人の宿驛なり、茶店あり民家いやし亀山より北東の山の根ニ出雲と云ふ里あり、亀山より一里あり此所ニ出雲の大社を勧請せしと云ふ、此

所の事宇治拾遺徒然草などにもみえたり○宇津禰村○並河村○大井村、此邊仙洞御領なり正一位大明神の社あり、延喜式神名帳ニ桒田郡大井神社と有り○小林村○小川村○高卒塔婆○川關○八木村、此西北の山ニ内藤法雲が城址あり、鳥羽園部領也馬驛なり、今夜ハ鳥羽ニ宿る、京より是まで八里あり、凡此國ハ京にちかくして、大江の坂の山一つへだゝりぬれど、民俗人家をすべて畿内ニハ大ニおとりていぶせくいやし、廿六日雨ふる、卯の時ニ鳥羽を出づ、鳥羽より關へ二里半、大谷へ五里、凡丹波より嵯峨へ出る材木、おほく

ハ大谷より谷川につけて出し、下して嵯峨に至る、保津より川上ハ瀬ひろし、保津より川下ハ山間を流れゆく故かへをてせバし、云々○室川原○小山○園部ハ鳥羽より一里あり小出伊勢守殿在所なり、宅あり、町長く民屋よからだ京より九里、是より西に篠山道あり、但馬へゆく道なり○三戸野嶺、園部より一里上下一里あり、坂ハ嶮しからだ、坂の上に民家あり、其所を嶺と云ふ、俗に云ふ山椒太夫が關をすゑし所なり、此邊船井郡なり○須知村園部より二里あり民家多し○曾根村○印内村、此西に紅新田とて民家少しあり、其邊に廣野あり、紅野或云蒲生野と云ふ、

方一里ありと云ふ、紅村ハ名所なり○山内村あり、是土佐大守山内氏の先祖の住めりし所ありと云ふ、此邊藥種おおし、澤瀉を田にうゑて利とす○中尾村○檜木山村○尾細○水原○大久保村爰に遠見岩、強盗岩など云ふ大石あり、中世此邊盗賊多かりし故此名ありと云ふ、此邊朝倉山椒多し、又子の小なるをハ里民びんせうと云ふ、びんせうハ何國にも有り、よのつねの山椒なり、朝倉の木にハ刺少く、びんせうの木にハ刺多し、是より○ふうその嶺大なる坂まで嶮しを越え○茨木村を過ぎ○千束に至る日既に薄暮なれバ爰に宿

此日記中にミえたる、何々候、何々畢、遣之など樣の文字ハ中世縉紳家の家記より轉じ來る一種の文躰なれバ、今日の日記文にハ或ハ取捨する所あるべきなり、日記も亦紀行類と同じく其文躰ハ極めて平易にして、記事最も詳細なるべし、此篇記する所の如き、真に其要を得るものといふべし、

ヱぬ、鳥羽より千束迄八里、京より十六里なり（下略）　諸州めぐり

㊃天保六乙未年日記　瀧澤馬琴

五月朔日己未曇より晝時晴夕方又曇

四時過土岐村老尼來る、先日より芝宗之介方へ罷越久しく逗留今日かへり候よしなり、雜談數刻歸去、兩三日前より初鰹出づ、今日片身をかひ得たり、一尾の價金壹朱餘なり、片身價貳百二十四銅を費しぬ、八時頃よりお百太郎同道にて、牛込横寺町圓福寺へ參詣、往返共飯田町清右衛門方へ立寄、兩人共暮六時前歸宅、

晝前より宗伯頭痛惡寒、且例の痰痛にて乳の邊痛候よしにて打臥、夕方より苦惱、夜中不睡のよしなり、予八犬傳九輯十一の巻、百十二回十五丁迄つけがな夕七半時頃迄に稿し畢、誤脱校閲の爲、宗伯にてさし置候へども、宗伯病苦にて果さず、依之夜に入予再讀、誤寫心付候分補之、四時一同就枕、

二日庚申薄曇より四時頃薄晴

今夕庚申祭如例、神酒七色ぐさし神影に獻供、四時過神燈奉祭之、

晝前丁子やより使を以て、八犬傳九輯九の巻さし畫

の貳、右壹丁畫寫本出來見せらる、並ニ畫扇二箱廿五本如例賛頼之持參、扇子ハ請取さし畫ヲ筆工金兵衛方へ持參ゥせ入致させ、又見せ候様申付遣し候處、其後右使來らず、さるハ金兵衛當番ニて今日の間ニ合ハず候て、さし置ゥへりさるなるべし、

今日宗伯尤不快といへども、八犬傳九輯十一の巻百十二回稿本校閲し畢、誤脱あるしつけおミちを以て差越候間、予則補綴之、其外二ヶ所補文し畢、

八半時頃筆工道友來る予對面、右八犬傳九輯十一の巻の口稿本、並[滅字]ゥみ十五枚添さし遣し畢、

夕七時前土岐村元祐改高橋玄徳、妻子不殘引連來訪、手みやげ被贈之、宗伯ハ病臥、予ハことの外長髪ニ付不及對面、おミち出迎於客坐敷茶をすゝむ、病人ニて取込ニ付早々歸去、

夕七半時大鄕金藏來訪、予對面手みやげ贈らる、今日ハ主用ニて此方へ罷出候序のよし、過日山田和太郎幸便ニ返却いさし候北條分限帳以外寫本四冊、落手のよし被申之、雜談後歸去、

予今日多用なり、依之八犬傳九輯十一の巻百十三回十六丁めより貳丁、今夕四時迄ニ稿之、尤書おろしの

ミなり、
夕方土岐村老尼來る、宗伯大病ニ付意見被申之、並ニ
外より被賴候よして、いろいろの黙予ニ賴度よしニて
持參、然れどもそれハいろいの黙ハ前々より不致候ニ付、
おミち取計返し遣し候由、おミち後ニ告之、今夕四時
一同就枕、
宗伯今日も晝夜痰痛ニて苦悩、夜中むねいたみ打臥
候事成かね候よし、大病なり、食事ハ昨今少々つゝ、粥
醴等さへ候よしなり、尚又自療ニて藥服用之、
三日辛酉曇晝前より晴

今朝土岐村老尼來る、宗伯病氣見舞なり、
今日如例太郎端午祝義柏餅製造之、晝飯後よりなり、
土岐村老尼ハ晝後入來、合せ手傳之、數凡三百弱出來、
如例處々へ遣之、地主杉浦氏、めでたや養母おひで、土
岐村元立、久保齋碩へハ下女きのを以て遣之、久保齋
碩より宗伯病氣見廻として、キスニヒラタ五尾小か
ごニ入、今日被贈之候ニ付、右返禮として柏餅一重遣
之畢、
晝後より久右衞門來る、自然生二本持參被贈之、且先
頃かし遣し候八犬傳九輯、弓張月四五貳篇被返之、右

請取畢、
田口久吾より使札、おきく事昨夜上総より歸宅のよし、みやげあさりむきみめざし五串、とらめ貳把、貝うら等被贈候、右幸便に柏もち一重、久吾方へ遣之、但し久吾方より過日申遣し候芳野葛一袋被差越之、
夕七時過おくわより使札、手製の柏餅一重數十九被贈之、此方にても同様出來に付右重へ入數廿一遣之
夕方土岐村元立來診、則宗伯容躰申聞け診せしむ、さしたる醫安了簡もなき様子なり、柏餅ふる舞、老尼同道にて歸去、太郎へ弄物龍吐水壹つ買ひ遣し候よし

なり、
宗伯今日終日痰痛胸膈いさゝうめき一向に不食なり、夜中同斷但し夜半よりいさみうすらく、八時頃一度明六時前一度甚しくいさゝ候よしなり、その後はうめきなし尤大病なり、
予今日も人出入多く柏もちとしらへ候に付何となく多用、且宗伯うめき候間心中穩ならぬぞ、依之著述手に付かね、八犬傳九輯十一の巻百十三回分畫一丁、夜に入半丁餘共に一丁半餘稿之、四時一同就枕、
著作堂日記抄

解釋類 考證

(圭)苗字　本居宣長

藤原源などの世に同じ氏の人數しらず多かれば、その内を苗字して分けざまば、いと紛らはしきまゝに、常にその苗字をのみ呼びならひて、むねとなれる、これおのづから必然るべき勢にして、今は此苗字ぞ、姓の如くなりければ、姓のしられざらん人などは、苗字を正しく守るべきことざなりかし」さて、この苗字の苗の字は、よしなきことなり、これはもと名字なりしを然書きては名又あざなに紛るゝ故にうきかへさ

る物なるべし、名字と書かむも、いさゝかには非ざれども、中昔には、名をも又姓と名とをつらねても、廣く常に名字といひつきぬ、姓の小分をも、同く然いひならへりしなり又今の人、おのが子の事をも、父の事をも、同苗といふこれも、いと同名にて、同姓のよしなり、

玉勝間

(十六) 恐悦の字義　大田南畝

世俗書状の文に恐悦といへる言あり、貴人に對して悦を申すことに用ふ此字恐惶恐々などの恐の字とは違ひて、おそれてよろこぶといふ熟字いふならんと思ひしは、中山内大臣忠親公殿の貴嶺問答をみれば、恐悦相半すといへる言あり、これにて字義の誤れるを志るべし一たびはおそれ一たびはよろこぶ義なり、

一話一言

(十七) 女の眉そり歯を染むる事　石原正明

正明、姓は平、俗称喜左衛門、尾張の人、文政中七十餘にして歿す、

女の眉そる事は、黛もて畫らんとての事なりさるはまえ際のしどけなき處、色のこきうすき處などありて、ころびされぬ、それを刺落して、思ふまゝに畫くなり、今大かたは刺りさるまゝにて、かゝむ物ともおも

ひさらぬを無沙汰なる事なり」又をぐろめなる色の黄なるを、ききさなけなるをりくさん料なり」共に女しく物いいいいいいいいいき心つきさるおもむきなり」俗にこきを元服といふを、あらぬ事なから、おとなになりさる意にろよへり、

年々随筆

⑱千金帖の解　　澤田東江

東江、姓ハ源、名ハ鱗字ハ文龍、東江、来禽堂、萱舎、青蘿叟、玉島山人、皆其号なり、通称文次郎、江戸の人、寛政八辰年歿す、享年六十五、

懐素の草書千字文を千金帖といふハ、嚴氏書畫記に、此真蹟はじめ海塩の姚氏といふ人の家に傳へありけるが、其人秘藏して此帖一字値千金なりと云ふ、故に千金帖とハ名けさりといへり　補　其後停雲館法帖の中に摹刻せり、又別に大字の草書千文あり、摹刻共によろしからず、

東江書話

⑲茶　　喜多村信節

名ハ信節、字ハ節信、篤居また篤庭とも号す、

本邦に茶のことの古く書に見えたるハ、日本紀弘仁六年夏四月癸亥、幸近江國滋賀韓崎、便過崇福寺、云々、大僧都永忠、手自煎茶奉御、云々、六月壬寅、令畿内並近江丹波播磨等國、殖茶毎年獻之、と見えたり、是より先

然るを云々ハ然るを海人藻芥にハ行茶と引茶と云々の意なり末の海人藻芥といふを然るをの下につけて心得べし

に傳教大師入唐の時茶子を將來すともいへれど慥ならず、村上の御時和名抄に茶を載せたり、又西宮記三月朔日差造茶使事承和例云々、また後朱雀の御時續本朝文粹に、惟宗孝言が茶讃あり、惠明院僧正が海人藻芥に、茶者自上古我朝にあり、挽茶節會とて於内被行公事儀式然り云々、橘嘉樹云公事根源御讀經の度ごとに第二日にハ行茶とて僧に茶を給ふ事あり、藏人式云、天喜四年三箇日毎夕座侍臣施煎茶衆僧相加甘葛煎茶厚朴生薑等隨要施之云々、是ハ全く煎茶なり、然るを行茶と引茶と誤り、引を挽に作り、海人藻芥にハ書きたるやうなり、東鏡葉上僧正が實朝へ上せし茶ハ、煎茶やら、挽茶やら、さとりがたしといへり、

補 按ふに榮西(葉上僧正)が傳へし法ハ抹茶なり、其時漢土いまだ葉茶を用ひず、建久二年四月榮西禪師宋より歸る、其茶種を持來り筑前背振山に栽う、これを岩上茶といふ、又其茶種を梅尾の明惠上人にも贈り、上人之を居處の地深瀬に栽うとなん、然るに僧大蟲が茶湯記に、建保中葉上僧正と明惠上人と共に入唐し、同船にて歸朝すとあるハ非なり、榮西茶を鎌倉右府に奉り、茶德を譽めたる事、東鑑廿二に見えたり、今の

如き挽茶ハこの時より行れきさり、　嬉遊笑覧

㊉甲乙の聲といふ事　荻生徂徠

徂徠、姓ハ物部、名ハ雙松、字ハ茂卿、俗稱摠右衛門、徂徠と号し、又蘐園ともいふ、柳澤侯に仕ふ、享保十三申年正月歿す、享年六十三

義經記に、清水にて法華經をよみあひさるに、辨慶が甲の聲、義經の乙の聲といふ事あり、さて聲の高低なりと思ひしに其後ふる紀讀經の譜を求め出さり、字ごとに律に叶へて、つけ物などもすべきやうに定め置きたる物なり、甲の音乙の音とて二色あり、げにさらでは満堂の人の感に堪へかねさる事ハなからじ

銅錢の事をいはんとして、先金銀の事を説く、是即ち客に依りて主を呼起す文法なり、

」い、此比までハ何事も風雅なる世なりけり、

南留別志

㊁鑄錢の事　太宰春臺

春臺、名ハ純、字ハ德夫、春臺一に紫芝園と号せ、通稱ハ彌右衛門、もと平手氏なりしを、太宰謙翁に養はきて、太宰氏を冐す、信濃の人、延享三寅年歿す、享年六十八、

日本の金幣ハ、古へ如何なる制ありしと云ふことを知らず、中古以來ハ砂金を用ひさりと聞ゆ、銀を用ふること、何きの世より始まきると云ふことも詳ならず、」銅錢ハ和銅錢を鑄ての後、重ねて鑄ること稀なり、中古より唐の開元錢多く此國に渡り、其後宋の錢彌

當代ハ徳川氏を指称するなり

々多く渡りし故、此方にてハ錢を鑄ざれとも乏しきことなかりきと見ゆ、元の錢も多く渡れり、明の洪武永樂錢ハ近代なれバ殊に多く渡れる故に、日本にて關東の田地をバ、永樂錢にて其直を定めて、禄秩をも錢の數にて、幾百貫幾千貫と定めたり、かやうに異國の錢を用ふること豊饒なりし故に此方にてハ絶て鑄ざりしなり」當代に及びて寛永年中に始めて新錢を鑄させらる、文に寛永通寶といふ、昔より有來りたる異國の錢と相雜へて行ふ、永樂錢ハ一貫を以て黄金一兩に直し、寛永錢ハ四貫を以て永樂の一貫に直す、

然れども新錢多く出づるに因りて永樂も價賤くなりて、其後ハ寛永と同直となる」寛文年中に又新錢を鑄る、面の文ハ寛永通寶にて、背に文の字あり、世是を文錢と云ふ、寛永に又新錢を鑄る、寛永通寶の文を用ひて、背に文の字なし、正徳に又鑄る、享保に皆寛永に鑄さる錢の如く、寛永通寶の文にて背に文の字なし」數度に鑄さる錢世に行ハれて、近年ハ異國の古錢漸々に少くなれり、　經濟録

(廿三) ふとへとの別　　冨士谷御杖

御杖、初名ハ成元、後御杖と改む、通稱ハ專右衛門、成章の男、文政六未年歿す、享年五十六、

脚結ハあゆひとよみて、冨士谷一家の詞遣ひの名稱なり、こゝまてハ、一と通り詞づかひといふ程の事と心得べし、

古今集に「僧正遍照がもとに、奈良へまかりける時云」とかける、このに〟文字へ〟文字、處によりてハいづきをかと、置煩ハる、脚結なり、此端作この二ツをよきまへんに究竟なり、もとに〟ハ處をすゑて指す心あり、へ〟文字ハ方角をたてゝ指す心あり、されバ僧正遍照がもとにとハ、其遍照が在處を指したるなり、奈良へとハ遍照が在處の方角を指せるなり、これ遍照が在處に至らんの志にて、奈良の方へ行くとの心なり、能く思ひわくべし、に〟文字ハ其例ひくに及ばず、へ〟ハ萬葉集に「いさ子どもやまとへはやく」古今集に「北へゆく鴈ぞなくなる」などよめるを、いふかひなき人ハ、に〟ハ雅言、へ〟ハ俗言のやうに思ひためり、げに今ハにといふべき處をも「へとのみ」いふなり、かへりてゐなかにハ、へ〟ともに〟ともいはず、常いふにハ、古言の傳はれるなり、へ〟文字に〟文字の用、かばかりの別あるものなれバ、さる事に惑ハずして用ひわくべし、　北邉隨筆

(三)史記秦武陽の事を釋く　伊藤東涯

荊軻秦武陽を輔行とする時、年十三と云ふこと、千古人口に膾炙することなり、しかれども史記の本傳を熟覽すれバ、史を讀む[補]ことの詳ならざるゆゑにて、そ

の時年多少と云ふ事ハ志るべからず、史に云ハく年十三殺人、人不肯忤視と、この意ハ十三の時に人を殺しさるゆゑに、人々少年より勇悍なるをおそれて、ろくに目をみあハせたものもなしと云ふことなり、荊軻が帯行のとき年十三と云ふにあらず、十三と云ふ所まて、句をきりて讀むによりて誤るなり、若し其時年十三と云ふときハ、殺人、人不肯忤視と云ふ一句、何とも落着なきこと〔補 ゝなる〕なり、十三と云ふさへ幼し、其よりさきから常々に人をころしたるにや、戰國のことながら、さもあるまじくや、況やころさるゝもの、目

史記董份が評に以十三歳之童子以輔行、卿亦疎矣と云へり、うゝきハ支那人よりして誤り來れるなり

もみあハせずにあろさきさりや、とさもをかしきものなり、 隶燭談

(廿四)おくり名 屋代輪池

輪池、姓ハ源、名ハ弘賢、輪池ハ其号、又忍池とも稱す、通稱太郎、幕府の臣、天保十二丑年閏正月歿す、享年八十四

諡ハ死後に尊びて設けさる稱號にて、諱に對して起れるなり、皇朝にてハ孝徳天皇の淡海御舩に勅ありて、神武以來の謚を定め給ひしと 釋日本紀 見えたれバ、此時ぞ始なるべき」后の謚ハ桓武天皇の御母に奉らせしや始なるべき」 續日本紀 西土にハ、周武王の世に其先

祖をあがめ、生前の名を稱するを諱ミ、其徳行を表して謚を作る是臣子の厚意よりいづる所なり、志ゝるを謚法に善惡の文字分ちなぐるも、後世の僞作にて、古にうつてなき物なり、其祖先を尊び名をさへ唱ふるを諱ミて謚を作る人、君父に惡行なきばとて、何ぞ臣子の分として其惡字を謚に施しべきや」通志略 但し謚ハ爵ある人に命ずること古意なるよし 禮記郊特牲 見え、又徳ある人も爵なきにも謚を命しることも見えたり」皇國にてハ太政大臣にハ必謚あり、それも入道せらるれば謚なし、今佛家にていふ戒名ハ、謚し謚の

轉じたるものなるべし、

(兲) 應唯(いらへ)の聲　　本居宣長

古書に稱唯と書きて、乎々(をゝ)止申(とまうす)とよめり、然れバ古ハ上たる人にいらふるにも乎々(をゝ)といへりと聞ゆ、又萬葉の歌 補 に「否(いな)も諾(う)も」いはなともうともいひはてよ」拾玉集歌に「なやうやといふ人ざはもなし」なやうやハ否(いな)や諾(う)やなり、諾(う)ハ即ち乎々(をゝ)と同じ、今の世にも、乎々(をゝ)とも宇々(うゝ)ともいへり、吉部秘訓抄に、唯(阿と被出之也)稱唯ハ六度也、猶阿と被出之とあるハ、乎々を阿といへることもあるにや、又同書に、云々官

掌敬屈、高聲ニ稱唯（先有謦音）とある謦音とハいふなる聲をいへるにやあらん、宇治拾遺物語に、えいといらへさり、又むといらへてなど云へることあり、牟ハ宇と同ド、今の世の應唯にも、宇と牟との間の音にて宇々といふ是なり、大方今の世の應唯ハ波伊延伊那伊閇伊なれどハ深く敬ふいらへなり、次に阿伊次に鼻にかけて阿伊、次に阿々、次に乎々宇々なり、すべて打解けさる應唯ハ、多く鼻にかけていへり、かく種々なる中に、國處によりて聊異なることゝもゝあるなり、

玉勝間

（廿六）山崎橋興廢の考　　屋代輪池

山崎の橋ハ聖武天皇の神亀三年に行基ぼさつ造りしこれより先、橋ありて廢せりと云ふ事行基傳たきど、に見えたり、但し行基傳にハ神亀二年と云ふ（扶桑略記）洪水俄に至り、橋ながれ人あまた死亡せしなり、（水かゞみ）其後桓武天皇の延暦三年に、朝廷より阿波讃岐伊豫三國に仰せて造らせらる、（續日本紀）そきも文徳天皇の嘉祥三年に、大水にて斷えしを、河橋壞れ易きハ、水の浸嚙に依てなりとて、便地を擇びて造られしなり、（文徳實録）延喜の頃ハ攝津伊賀播磨阿波等の國より、橋板を出さしめて修理せられしが、（延喜式）其後斷えけるを、

拾芥抄 天正二十年豊臣太閤朝鮮に事あらんとして、往還に便せん爲に造らききとぞ、長さ一百八十間、廣さ五間、柱數一萬三十八本、土に入る事深さ一丈餘なりといふ、惺窩文集 其後またたえて今ハ舟渡にて狐川の渡といふ」都名所圖會 はじめ行基の造りし處ハいづくなりけん、嘉祥年に造られし處ハ中頃大渡といひし處にやといへり 拾芥抄 是即ち今の狐川の渡ならんか、昔ハ橋本といひしよし、古老の説なり、山城名勝志○今の橋本の宿ハこの處よりうつせしなりとぞ 一話一言

㉗山部赤人の考

安藤年山

年山、初名ハ爲章、後爲明と改む、通稱新助、水府の臣、西山公に仕ふ、

顯宗天皇の御代に、播磨國司來目部小楯（くめべのをだて）といふ人に、始て山部の氏を賜ハりけり、赤人も其後とハしられけれど、まさしき父祖の官位ハ國史にもえみえず、萬葉集に神亀元年より天平八年までの歌みえけり、しかれバ人麻呂よりハ後生なり、古今の序にても同時の人のやうに見ゆるが、二人ともに諸國の椽目などにて、終られたるなるべし」後世の躬恒忠峯のたぐひにて、身ハいやしけれども、歌にハあやしくたへなる人なるべし」、山邊と書けるもあやまりなり、山邊ハ種姓又

別なり、今按ずるに、万葉集のうち、大伴家持の詞書に「幼年未逕山柿之門、裁歌之趣詞失乎聚林矣」とか、これさるをおもへバ、両歌仙の名をやく世にあらはれさり、　年山紀聞

㊛あさがほの考　　小山田與清

名は與清、字は文儒、松屋と号き、通称庄次郎、後改めて六郎左衛門と称し、まさ改めて將曹といふ、高田氏に養はれて小山田氏を冒し、隠居の後、遠祖の旗称をおこして其氏を称き、弘化四年三月歿す、享年六十五、

あさがほは桔梗にも、牽牛子にも、木槿にも、すべていふ名にて、其花あしたにうつくしく咲くものなきべなり、かほは顔面容貌彩色にいへる詞なるよし、和訓栞六の巻加の部下に注せしが如し、萬葉集八の巻、家持贈坂上大孃長歌の反歌（編者曰ふ證歌あり今之を略す以下皆同し）十四の巻未勘國相聞歌など皆うつくしき花をさはよめるなり、（細注云々）後には桔梗をきちかう牽牛子をけにごし、木槿をむくげなど字音にて呼ぶことゝなれり、かく異種にて同名なるも其類少からず、近頃かたくなはしき説をたてゝ、あさがほを一種のものにかさづけんと、是彼論ぜし人多かりきどひとつもことをりあるはなし、故に今余が思ふすぢをのべてこゝに辨ぞ、」

先づ第一桔梗を説く新撰字鏡本草木名部に、桔梗阿佐加保、又云岡止止支とみえ、萬葉集八の巻山上臣憶良詠秋野花歌に云々、古今六帖第六家持歌に云々、夫木抄秋部二槿花の條經家卿歌に云々などよめるにて、野に生ひさる様もおもひやらるまべ、これらは桔梗をさしてあさがほといふ證とすべし、又第二木槿を説く萬葉集十の巻詠花歌に云、夫木抄秋部二槿花の條顯朝卿歌に云々、類題和歌集十の巻秋部一後柏原院御製に云々、などよみさるは木槿なり、倭漢三才圖會八十四の巻灌木類部に、木槿俗云無久計、木槿字音訛、云々、按、木槿花有數品云々

自古相誤稱朝顔矣、真朝顔牽牛花謂矣、といひしにて、よく心得られつ、云々、又第三牽牛花を説く堀川百首槿花の條仲實歌に云々、以下撰集家集物語等より證歌十四首をひけり今々之を略そ和名抄草類部に、牽牛子和名阿佐加保などあるは蔓草の牽牛子なる、こと疑なし、このゝきばふるくは、三種ともにあさがほといひたりしを、後に桔梗をききちかう、木槿を木むちすむくげ、牽牛子をあさがほなど、わけてよべるなりけり、

擁書漫筆

日用文鑑上巻終

日用文鑑下巻目録

論説類

(廿九) 善悪各類ある論 訓戒　大田錦城
(三十) 通貨論　本居宣長
(卅一) 後世の事物古代ゟ優まる論　本居宣長
(卅二) 風俗の變遷を論ず　太宰春臺
(卅三) 取租の事を論ず　太宰春臺
(卅四) 外國の稱號　村田春海
(卅五) 什兩の事を論ず　太宰春臺
(卅六) 梶原景時の論　新井白石

卅七 駿河大納言の事を論ず　新井白石
卅八 毀譽　貝原益軒
卅九 學問　貝原益軒
四十 恥心　熊澤蕃山
四一 文章の盛衰を論ず　室鳩巣
四二 敎の説　大國隆正
四三 猫を畜ふ説　柳澤淇園
四四 鮪と真黒との説　石原正明
四五 孝養の訓　中邨暢齋
四六 用財訓　貝原益軒
四七 樂訓　貝原益軒
四八 修業の心得　松木直秀

書簡類

四九 長澤純平に贈る書　伊藤仁齋
五十 立原甚五郎に答ふる書　柴野栗山
五一 嶋崎岩城両生に寄する書　皆川淇園
五二 古山常助に答ふる書　中井竹山
五三 友人に答ふる書　釋六如
五四 増島金之丞に寄する書　古賀精里
五五 友人に贈る書　頼春水

㊵ 姫井仲明に寄する書　西山拙齋
五十七 友人に答ふる書　宇佐美灊水
五十八 巖垣章藏に寄する書　赤松滄洲
五十九 三宅尚齋に贈る書　佐藤直方
六十 友人に答ふる書　稲垣白嵓
六十一 安積覺兵衛に答ふる書　土肥霞洲
六十二 觀瀾堂主に答ふる書　人見竹洞
六十三 友人に寄する書　稲生魚彦
六十四 岡野庄五郎に寄する書　亀井南冥
六十五 大槻磐溪に寄する書　後藤松蔭
六十六 介堂に答ふる書　岩瀬蟾洲
六十七 豐藤五十助に答ふる書　林述齋
六十八 加瀬通義に答ふる書　片山兼山
六十九 友人に答ふる書　藤田東湖
七十 某に答ふる書　頼山陽

日用文鑑下巻

小中村清矩
中邨秋香　同輯

論說類　訓戒

（廿九）善惡各類ある論　大田錦城

錦城名は元貞、字は公幹、錦城は其号、通稱才佐、加賀の人にして本藩の文學となる、文政八酉年歿す、享年六十一、

善と福とは同類なり、惡と禍とは同類なり、同氣相求め、同類相應ず、善を爲せバ福あり、惡を爲せバ禍あり、同氣相感ずる自然の理なり、何を以て善と福とは同

此文骨子を漢文に取るといへども、文辭平正にして、旨趣明暢なり、初學熟讀せバ大に裨益あるべし、

然らバ云々、上文同氣同類等の字と對して味ふべし、

類なりと云ふや、父に孝なきバ父喜び、君に忠なきバ君喜ぶ、善ハ人の喜ぶ所なり、福も人の喜ぶ所なり、是同類にハ非ずや、何を以て惡と禍とハ同類なりと云ふや、父に不孝なきバ父之を惡ミ、君に不忠なきバ君之を惡む、惡ハ人の惡む所、禍も亦人の惡む所、是同類に非ずや、古人吉凶の二字を以て、善惡となし、禍福となす、其一なるを知るに足れり、然らバ惡を爲して福を願ふハ火に就きて冷を求め、水に入りて煖を索むるに同じ、必無の理なり、　梧窗漫筆

(辛) 通貨論　本居宣長

鈴屋の俗文、おのづから一家獨歩の法あり、此篇の如き最も味ふべしとぞ、

金銀通用ハ、其法によりて大に得失のあるべき物なり、先此金銀といふ物ハ、上もなき寶にてハ有れども、實ハ飲食の代にもならず、衣服の代にもならず、總て何の用にも立ち難きものなるに、是を通用する其何の用にもたゝぬ物を以て、世の中の一切の用を辨じさする仕方なる故に其仕方に依りて得失ある事なり、其仕方とハ、先第一に天下に通用する所の金銀の多少に依りて大に得失あるべし、抑金銀を廣く通用する事ハ、慶長の頃より始まれる事にて、其以前ハ只錢のみの通用なりき、然るに此金銀通用始まりて

世ハ困窮の句、上の世上の困窮よ對し見るべし、

ハ、甚世上の便利よして、尤自由宜しき事なり、諸通用の金銀ハ、随分（以下縦）多きほど便利よして自由も宜しきなり、然きどもそれよ付て又失ある事多く却て世上の困窮よ及ぶ基ともなる事なり、かくて當時天下よ通用する金銀ハ殊の外よ多くして、甚便利ハよき事なるよ、今の人ハ固よりかくの如くなる世よ馴きたる故よ、金銀の甚多きといふ事を志らず、便利の甚宜しき事をも覺えずして、却て世上通用の金銀の、拂底ハ、商人心よして得がたきゆゑよ、世ハ困窮する様よ思ふハ、まして末をのミ思ひて本を志らざるものなり、」今の

金銀の得がたきハ云々、前段世上通用の金銀拂底云々よ對しミるべし、

世よ金銀の得難きハ少き故よハあらず餘りよ多きより起きる事なり、其道理ハいかよといふよ、米穀を初め、其外何よても萬の物を取引するよその正物を取引するよりハ、價をきわりて金銀よて取引するが格別よ便利よき故よ、昔ハ正物よて取引したる事をも、今ハ皆金銀よてするやうよなりて、其外萬の事皆金銀よて取計らふ様よなりて、次第よ金銀の取やり多く繁くなり、其とりやり駈引の間よ、尚ほ又さまざま便利なる仕方などある、箇様よ萬物萬事皆金銀よて間の合ふやうになきるハ、こきハ全く世上通用の金銀の

今は右の如く云々、上の金銀のとりやり云々と對し、又金銀にて何事も濟む云々、上の万物万事金銀にて間の合ふ云々と對し味ふへし、
甚得がさきやうに覺ゆるなりの句前の二ヶ所の得がさきの語と相應ぞ、

甚多きが故なり、少くてはいかほど便利よき事有りても箇様に廣く何事にも用ひぬることはなりがたし、」さて昔は金銀を取引をする事も、今よりは少く、又金銀にて萬の事を取計らふ事も稀なりし故に、人のこきを願ふ心も、今の様に甚しくはあらざりしを、今は右の如く世間に此取やり駈引志げく、金銀常に人の耳目に近く親しく、又金銀にて何事も濟む故に、人毎にこきを得んことを願ふ心も、昔よりは格別に甚しく切なるによりて、甚得難きやうに覺ゆるなり、総じて至て得難き物は、これを得んと欲する念も無きも

地体が多くて云々、前後に應ぞるところ、一篇の肯綮、よく味ふべし、實に得がさくもあり、實にの辭注目すべし、實に得がさくもあり云々、玉盤珠を弄をるが如く宛轉する處味ふべし、

のなるに、今の人の金銀の得がたきを憂ふるは、地体が多くて得がさうちぬ故なり」さて又何事につきても金銀の働志げく、忙がはしき故に、實に得がたくもあり、得がたきによりては少き様に思ふなり、例へは毎年盆前と極月には、常よりも又格別に金銀逼迫していよ〳〵得がたきは、いかなる故ぞ、此時とても世上の金銀常より少くなるにあらず、常には遊ばせしれく金銀をさへ二季には出して働らする事なれば、常よりは多き[補 箸なる]に却て左様に得がたき事は、常よりも又やりひき志げく、金銀忙がはしきが故ならば

一篇の精神句々前に應ぞ、よく味ひみるべし、

後世の事物ハ、古代より次第にまさり

や、是を以て総体金銀の得がたきハ少きゆゑにハあらざる事をさとるべし、」其本を尋ぬれバ、實にハ世上通用の金銀甚多くして自由に手まはるから起りて、何事にもこまきを用ふるやうになり、次第に働忙がはしくなれるによりて、其多きよりもなほ忙がはしき方が勝つゆゑに、得がたくて少きやうに思ハるゝなり、

秘本玉くしげ

㉜後世の事物古代にまされる論

本居宣長

古へよりも後世のまされるこそ、萬の物にも事にも

ゆくものなりといふ事、今日に在りてハ珍らしげなき論なれど、此時代にてハ古代の事ハ総てよく、後世ハ之に及バぬが如く説きなし、甚しきハ工事の如きも、一に古代の質朴を称して、後世の進歩をハ概して驕奢とさへ論じたりき、然るに此篇其時代にありて早く此論あり、卓見といふべし、およなくとハ格別といふ程の語なり、此一つにて云々、一句冐頭古へよりも

多し」其一つを言むに、古へも橘を、ならびなき物にして、愛でつるを、近き世にハ、蜜柑といふ物ありて、此蜜柑に較ぶれバ、橘ハ數にもあらず、けおされたり、その外柑子、柚、九年母、だいしなどの、たぐひおほき中に、蜜柑ぞ味ことにすぐれて、中にも橘によく似て、こよなく優れる物なる、此一つにて推測るべし」一轉 或ハ古へにハなくて、今ハある物も多く、いにしへを悪くて、今のを善きたぐひ多し、これをもて思へバ、今より後も又いかにならむ、今に優れる物多く出來べし」再轉 今の心にて思へバ、古ハよろづに事足らず、あかぬ事多う

云々と正しく呼應せ、今より後云々、前段今に優まる者云々と應ぜ、此一段ありて冒頭をじめて千鈞の重を覺ゆ、

りそむされどその世にハ、さをおぼえだやありけん、今より後まさ物の多く善きがいでおん世にも、今をもあらう思ふべけれど、今の人事さらずとハおぼえぬが如し、　玉勝間

(廿二)風俗の變遷を論ず　太宰春臺

我父ハ寛永の中頃に生まれて、八十八歳にて享保の中頃に終まり、大猷院殿嚴有院殿の御世を經て其時の事を常に語りつれバ、我幼きより聞きて耳に熟せり、我ハ延寶の終りの年に生まれて、常憲院殿の御代より此らさハ、まさしく此身に歴つれバ、童稚の時より是

昔の事共を言出して云々、此一段隱然下段風俗變遷の事につきて言へり、猛虎も鼠となり云云、多少の感慨、時弊を見るも之を救ふの路なき意を寓せ、

まで五十餘年の事をバ目に見さり、父のかたり聞せつると、我まのあさり見つる事とを、思ひ續くきが、百年の餘變歷々として目の前に有るがごとし、人と物語をる序にハ昔の事共を言出して、或ハ笑ひ、或ハなげき、且ハ治まる御世に生まれて、干戈の昔をしらだ、安くいね、静かに起きて、嘯き歌ひて明し暮を事をよろこび、又カ且事ありし時にあハぞして猛虎も鼠となり、寶劍も鈇となる事をぞいきどほる、かくて此世の治まきる事久しきに依りて、上より下まで心ゆるみて、ひたそら歡樂のミを營む故に、舊き事ハたうしろらだ

大かた舊き事まハ云々上の此世の治まれる事久しきまゝよりて云々と對して味ふべし、

なりて、新しき事を珍しともてはやすほどに、人の詞身のさまより始めて、衣服器物屋作りまで昔にかハりぬきがましくて人間種々の儀式或ハ遊宴の樂など、新しき事ども年々に出來りて、古き事ハいつとなくすたれはつ、大かた舊き事まハよき事多く、新しき事まハよき事少し、風俗の移りかハる事目の前に歴然たり、其中に昔と今と寒暑の如くかハれるさへあやしみ見るに、冠を履にはき、履を冠に着るやうなる事あるこそ不思議なれ、つくづくと百年此かたの風俗を思ひくらぶるに、余所の事をば置きて、江戸の人の風

男ハ冬云々上の風俗の移りかハる事云々に應ず、

江戸の婦女云々上の寒暑の如くかハれる云々と對し見るべし、

俗こそ昔にかハりたれ、我親しき者の中に、慶長元和の頃生きたる者男にも女にも有りて、寛永の頃を年の盛にて經さりといふに、男ハ冬韋のうちかけ、韋の袴を美服とし、女ハ紫の韋の襪子をはくをよきけはひとせりといふ、其襪子ハ我をさなき時迄も残りて有しなり、（中略）江戸の婦女外に出るに、昔ハきま、とて黒き絹にて頭面を包み、目計りをあらはしけるが、其後綿にて頭面をつゝみしハ、我二十あまり寶永の頃までなかりき、今ハちひさきわたを頭上にいたゞきさるのみにて、面をばうちさらしそれやうなる顔

にて道をゆくさま、おもてゆげにも見えだ、男ハ面を
あらハにべきものなるに、此頃ハ編笠の肩の上まで
かゝるをかぶるハ珍しからだ、冑の如くなる帽子を
かぶりて面をかくすもあり、常の頭巾に覆面の如く
なる物をつくりつけて、目だかりをあらハして道を
ゆくもあり、昔の女のごとし、人目を忍ぶ者の多くな
りたるにや、又此頃の男ハ小袖の裏を紅にし或ハ紅
のそざぎぬを袖口長にして腕をまとふなかにひ
らめかするもの多く見ゆ、女ハかへりて縹(はなだ)の裏白き
裏などを着るなり、是等ハ男女處をかふと云ふべし

又昔ハ以下冠履異處を說く、

又昔ハ士君子こそ學問し、歌よみ、詩作り、連歌し、或ハ
管弦をもてあそび少しくざきる品なきど、琵琶など
を彈じて、平家物語し、筑紫箏、幸若の舞などを習ひて、
樂しみおへりけき、三味線を鳴らし、淨瑠璃をかさる
事、唯市中の賤き者のみなりし、そきさへおほかさ人
にかくして忍び忍びに習ひしぞかし、今ハ工人商估
の中にてや、富める者ハ學問し、詩歌管弦を玩び、少（前の文と對し味ふべし）
しくざきる品なきど猿樂などを習ひて樂みとして、
淨瑠理三味せんなどをハちかづけぬたぐひあり、士
君子ハかへりてよきたのしみを知らだ、ひとそら淨

それやうなる處にて云々、上文夫さへ大方人にかくして云々と對しみるべし、

春臺文、氣宇往々支那古文辞より轉じ來る所あり、此篇の如き最も然り、味ふべし、

るヿ三味せんを好みて、それやうなる處にておめず、憚らず、賤き所作をして人の玩となる、薄禄の士のみに非ず諸侯貴人にも此たぐひ多しと聞けり、是らも冠と履と處をかふといふべし（下略）　獨語

（卅二）取租の事を論ず　太宰春臺

當代は田租を取るに二法有り、一つには視取二つには定免なり、凡そ年に豊年凶年有り、五穀の登るに上熟中熟下熟あり、視取と云ふは毎年の秋に成り、代官並に手代等の役、其地を巡行して穀の熟不熟を視て、上熟には多く取り、下熟には少なく取る、俗にこれを免と云ふ、代官の巡行して見たる通りを其領主に告げて、領主より其年の免を定めて、文書を民に下して租を徴す、是を免状と云ふ、免状下りて免状の如くに收納をす、故に是を視取と云ふなり、定免と云ふは十年二十年ほどの内にて、上熟下熟の中を取りて是を定法として、年々定法の如くに收納をするなり、上熟の時多く取らず、故に下熟の時に及びて民其上を怨むることなし、此法は則孟子の云へる貢法にて、夏の代の法なり、孟子は龍子が言を引きて惡しき法といへども、彼は別に謂あることなり、日本の古へは暫く論ぜ

こゝに子細なとある辞ハ、當時の俗文の通語にて、今世にいふ程の辞なり、其故ハといふ程の辞なり、此段の叙事、殊に支那古文の口吻あり、

なぞ、當代にハ定免に勝きたる善き法ハなし」視取ハ甚しく民に害あり、子細ハ代官の秋成を見るを今俗に毛見と云ふ、代官の毛見に行く時、其處の民數日奔走して供具を營み、道を除ひ、館舎を洒掃し、前日より種種の珍膳を調へて其來るを待つ、當日にハ庄屋名主など云ふ者、人馬肩輿を率ゐて境まで出迎へ、館に到きバ種々の饗應をなし、其上に種々の進物を獻じて其歡樂を極め、手代等ハ云ふに及バず、僕從の至て賤き者まで〔補〕にも、其品に應じてそきしに金銀を贈るが如くする、其費幾許と云ふことを知らず、若少も彼

等が心に満たぬことあきバ、さま〴〵の難題を以て其民を虐げ苦しめ、其上に毛見をするに及びて、下熟を上熟なりと云ひて免を高うす、若饗應を厚くし、進物を重くし、從者の賤き奴まで〔補〕にも賂を重くして彼等が心に満足をきバ、上熟をも下熟と云ひて免を下くを、是に依りて里民萬事を閣き、代官の悦ぶやうに計る、代官の毛見に行く其利甚多く、從者までも許多の金銀を取る、是皆（頓挫）上の物を盗むなり」毛見の時のミにあらず、平日も民の處より代官並に手代等に、賄賂を輸ぶこと其限りなし、さる故に代官の輩皆小禄なき

民の痛云々、上の見取は甚しく民に害あり以下の意を結ぶ、

ども富封君にひとしく、手代等に至るまで、僅に二三口を養ふほどの俸にて、十餘口を養ふのみならず、鉅万の金を蓄へて、終には與力旗本衆の家を買ひ取りて榮花を極む、かくの如く代官の私曲をなし、民の代官に賄賂を輸ぶ狀は、純、昔久しく田舍に在りて、親しく見聞したることなり、是偏に視取より起れり、民の痛、國家の害と云ふは是なり、定免なれば毎年の毛見にも及ばず、定まれる免の如く收納をすること相違なし、然れば民より代官に賂ふこともなければ、里民の役使せらるゝこともなく、金銀の費ゆることもなき

少しく高免云々、更に一歩を進めて說く處、却て定免の利を明にする手段、

今の世の田租の法云々、上の當代には定免に勝れる善法はなしを結ぶ、

大聖神禹の法云々、上の夏の代の法なりを結ぶ、

故に民の苦なし、さる故に少しく高免に取りても定免は民の爲に利あり、毛見と云ふことなければ代官を置くにも及ばねば、代官には口米と云ふことありて、許多の米を上よりたまはる、代官を置かざれば口米出でず、是亦國家の利なり、今の世の田租の法定免に勝ることなしと云ふは是なり、大聖神禹の法なれば言ふも愚なるべし、

經濟錄

(卌) 外國の稱號　村田春海

春海、姓は平、名を春海、字は士觀、織錦叟と号し、又琴後翁とも稱す、通稱平四郎、江戸の人、文化八未年歿す、享年六十六、

古へ外國の通好せし國あまた有るが中に、三韓渤海などの類ハ、彼全く職貢を修めされバ、蕃臣の列に置き給へる事更に論なし、唯漢土をバそのなみにハなし給ハず、我々敵體の國になし給へるなり、彼をさして唐國西土といひ、又唐帝なども國史に記されたり、しかれバ今の世までも是にならひて、西邦西土、或ハ清國清帝などいひて有るべし、此れ穩當なる稱なり」こゝに又我國の學をする人の、世の儒生等が彼を中夏中國などいふを惡みて、夫を矯むとて、漢土を戎狄のごとく言ひなす輩のあるも、却りて古の制にそむけり、古の天皇聖人の道を尊み給ひ、文物制度皆彼を師とし學び給ひぬれバ、さハ言ふまじき事なり」我より彼を見ん事、宋齊梁陳より、魏秦燕周をみるごとくに有ぬべき事なり、

我より彼をみんこと一段、上文我々敵體の國になし玉へるなりの收結、

(廿五) 斤兩の事を論ず

時文摘紕　太宰春臺

日本の古の秤ハ如何なる制なりきといふこと詳ならず、當代ハ京都と、東都と、両所に官局を建て京都ハ神氏、東都ハ守隨氏に命じて大小の秤を作らしめらる、東國ハ守隨が秤を用ひ、西國ハ神氏の秤を用ふ、民間にて私に秤を作ることを許さず、秤を作ることを

孔子の聖謨云々、先これを縦ちて後これを擒にす、

得ざるのミならず、秤の棹にても損じたるを、私に修補する事をも許さず、又神氏の秤を東國にて用ひ、守隨氏の秤を西國にて用ふることをも許さず、若此法を犯す者あれバ、兩局の徒見つくるに隨ひて、其秤を奪ひ取り、衡を折りて棄つ」是國家の法令にて制禁甚嚴なり、度量衡の三つの中にて、唯此法のみ至て嚴密なり、秤ハ微細なる物にて姦をなしやすき故なるべし、「謹權量」とのたまへる孔子の聖謨に合ひて、目出たき法令なり」然るに異國にてハ十錢の重さを一兩とし、十六兩を一斤とす、一斤ハ百六十錢なり、斤より以

物に隨ひて斤兩同じからず云々、上段金銀藥物絲綿蠟肉何にても云々、と正に相對す、黄金ハ四錢八分云云、波瀾の文法、

上ハ幾斤と數へ、斤の下ハ幾兩幾錢幾分と數ふること、金銀藥物絲綿蠟肉、何にても輕重を以て數ふる物ハ、皆此數を用ふ「日本にてハ物に隨ひて斤兩同じからず、黄金ハ四錢八分を一兩とし、銀子ハ四錢三分を一兩とし、餘の諸物ハ大抵四錢を一兩とす、或ハ五錢を一兩とする物もあり、斤に至てハ百六十錢を一斤とするハ通法にて、二百錢を一斤とする物もあり、二百十錢或ハ二百五十錢或ハ三百錢を一斤とする物もあり、尋常の粗大の物ハ斤を以て數へず、唯十匁百匁と數へ千匁に至れバ一貫匁と數へて、其上ハ百千

常の人惑ひやすく云々、遥に前段釈ハ微細なるものにて姦をなし易き故なるべしと懲ぞ。

万貫文といふ、貫ハ則銭一千文なり、文ハ則銭の字なり、かくの如く幾文と数へ上ぐれハまぎらハしきことなし、斤両にて数ふる物ハ、上の如く斤両に不同ある故に、常の人惑ひやすく、姦猾の民欺詐をなしやすし、異國の如くに斤両をバ、一同に定められんこと、政事の便利なるべし、　經濟録

(廿六)梶原景時の論　新井白石

景時が讒諂その罪死にあたれり、補況んや之に加ふるに反謀を以てせるをや、大名等がこれを訴へしこと君側の悪を掃ハむとするの謂なきにあらず、義村が

先義村が言を掲げ、さて廣元が挙動を議し、後時政の施為を断ずる處、正兵百万、列を整へて敵軍に進むものゝ如し。

「その積悪定めて羽林に帰し奉るべし、世のため、君のため、討せざらんハあるべからず、然れども弓箭の勝負を決せば、また郡國の乱を招くに似たり」といひし事深謀遠慮ありといふべし、「廣元十日を過ぐるまで其事を披露せざりしハ、思慮なきにあらず、其心もし令彼等が申状によりて景時を罪せられむ、こちらの訴やむことあるべからず、さらんに於ても國家黨人の禍に堪へざるべし、彼等が怒のれこさらむを待ちて、景時して謝せしめむと思ひしなるべし、されど事既にかくの如く、衆怒當るべからずを、時政執柄の上首と

上に必「一罪を得てときを誅すべしといふにあるか」といひ、さて之を待つ所以を論じて、更に必「彼を死地におかん事を思ひしなり」と決したる筆力、所謂老吏獄を断ずる法、味ふべし、若し然らざらんには一段上の義村の

して敢てことを決せず、景時西奔の日に至りて忽に討手をさしむく、その姦計おそるべし、其心に思ふ所大名等が申状によりて之を誅せば、刑殺の權は臣下より出るなり、必一罪を得てことを誅すべしといふにあるか、さきに彼が去に任せてこれを問はず、來るによりて是を追ひ、其進退をきはめて叛かしむといへども刑殺其下より出るを「たもふのみにあらじ、かならず彼を死地におかん事を思ひしなり」もし然らざらんには、彼はじめ鎌倉を去りしに及びて、速に其罪状を按じ、其舊功を議し、其死を宥め、父子悉く流刑に

言と對しみるべし、

先其事を叙して後其得失を論ぞ、正に是論文の正躰なり、

處せらるべき事にあらずや、もし命を受けざらむにも、其時に是を誅せられん事はいふに及ばじ、

讀史餘論　新井白石

（世）駿河大納言の事を論ぞ

初め左太臣家竹千代殿と申奉り、大納言殿國千代殿と申し、時、御父將軍家國千代殿を愛させ給ふ事深くして、世繼の君にたてんと思召しさだめらるゝ、竹千代殿の御乳母春日の局が、御勝の御方につきて訴へしかば、駿河の御所大におどろかせ給ひ、急ぎ關東におちせ給ひて、なにとなく竹千代殿をたうとませ

給ひ、國千代殿をバ事ことにおしくださせ給ひ、又内
内ら将軍家に、嫡子退け、少子立ん事ハ天下亂るべき
基なりとてさま〴〵に御教訓あり、竹千代殿のをさ
なき御心にも我ゆゑなく退けらきんにハ、父の世の
爲になかきそしりを殘させ給ハん事、うたてしき事な
りとおぼしめされ、御耳のうときやうになさきしか
ど、将軍家も大御所の仰せおもきし事ども、思召捨て
がたくて、終に竹千代殿を御世継となさせ給ふ、こ
き故に御兄弟の中もたひらかならず、大納言殿終に
うしなハれ給ひぬと、世の人ゝいひも傳へ、筆にも

記せり、うけ難き事ともなり、抑大相國家と申ハ篤恭
の御徳そなハらせ給ひ、近代の賢主にてわたらせ給
ひし御事なり、いかでかく理なき御心ましますべき、
是皆妬言深き婦人女子の口より出て、物の心をもわ
きまへぬ人の私の腹をもて公なる御心ををうれ
るより成りし説なるべし、今も世に有る事にて、さら
ぬいやしき家にもかゝる一大事の事、外人の志るべ
き事にやハある、ましてやごとなき御事を、何ものか
かく聞も傳ふべき、されどかゝる事ハ、古への賢聖の
人と聞えしも、世の疑をバ逃れたまハぬ事なかり、

やごとなき御事とハ、高貴の人の御上の事といふ意なり、やごとゝいふ詞てやんごと、讀むなり、己むことなきの義

たゞしき證なからんには、うたがひ破るべからず、さ
きれば其證の爲に一つの物語を爰に記せ〔べし〕補〔其ゆゑ〕衍カ
は國千代殿いとけなく渡らせ給ひし時、鐵炮うつ事
を稲冨に學をせ給ひ、元和四年十月九日、西城の隍の
邊に、鴨のいでありしを、こなたの橋のうへより、鉄炮
にてうたせ給ふに、あやまたせたまはであたりぬ、ふ
かく悦ばせ給ひ、御母上の御方に參らせらる、御臺所
まさ悦ばせ給ふ事淺からず、此夜將軍家入らせ給ひ
しに、彼鴨を御あつものにさゝめて、御酒をすゝめら
る、國千代君の手づから得給ふよし聞しめし、將軍家

も御心地よげにて「さるにてもいづくにてか得させり
けん」とありしに、ありしやう御物語有りしかば、きこ
しめしもあへず、御箸をなげ捨給ひ、「何者の供に侍ひ
て、かゝるふしぎをばふるまはせたりしぞ、抑我城は
父御所の新に修し築かせ給ひ、我にゆづらせ給ひ、我
まさに竹千代殿に參らせるべき所なり、それに國千代が
身として其城にむかひ、みづから鉄炮をはなつ事、上
は天道にそむき、且は父御所の神慮のほどもはかり
がたし、下は竹千代殿のかへり聞きたまはん事も、其
おぼかりなきにあらず」と、以の外に御氣色そこねて（上の御心地よげにての句）

その日彼御供云々、上の何者の供に侍ひて云々の收結、御臺所の御方にて云々、又此物語は世にも云々、上の正しき證ならんには云々に應ぞ、世の傳ふる所の云云、上の私の腹もて云々と對し見るべし、

（に應ず）御座をたゝせ給ひ、その日彼御供に侍らひし人々たゞさきて御不審をかうぶる」其時御前にありあふ女房たちの後に老いて家に有りしが、御臺所の御方にて仰せらきし事かゝりとは語りしなり、又此物語を世にもあまねく忘れる所なり、此言葉にて（上のいうで）寔に深き（ふく理なき御心云々と應ず）御心の中をおしはかりなむ、世の傳ふる所の聞きひがことなるを知るべきなり」その外此殿の事につきては、御父子兄弟の御中の事ども、いろ〳〵世に傳ふる事あり、すべてうけがたき事どもなり、

藩翰譜

㊽ 毀譽　　貝原益軒

益軒の文概ね平正にして明晰なり、初學之を學ばゞ、たとへ及ばざるも、虎を畫きて狗に類するが如き弊なかるべし、

我が身の行ひの善惡は、世人のほめそしりをあながちに常にして喜び懼るべからず、たゞ道理をもて法とすべし」わが行ひ道理にかなはゞ、世こぞりて毀るとも懼るべからず、わが行ひ道理に背かば世擧りて譽むとも喜ぶべからず、よき人に譽められあしき人に毀らるゝこそ君子といふべけれ、人ごとにほむる者はかへりて疑はし、多くは巧にしてかざきる人なるべし、

大和俗訓

㊾ 學問　　貝原益軒

およそ人の不孝不忠もろ〳〵の惡を行なひ、慾を恣

前段専ら知のなかるべからざる事を説き、最後知を開く事は學問云々の一句を以て題意を収結む、千鈞の力ありといふべし、

よし、身をほろぼし、家をほろぼすにいたるは、何によりきるや、知なければなり、又善を行ひて家をおこし、身をたもちたまきを得るは、何の故ぞや、知あればなり、知あきらかなれば、よく善悪を志る、善のなすべき事を志りて行なひ、悪のなすまじき事を志りて行なはねば、此故に、知は身の内の大なる寶なり、學者道に志さば、知をひらく事は、學問の功に求むるを第一とすべし、知をひらく事は、學問の功にあらずんば成がたし、

大和俗訓

㊥恥心

熊澤蕃山

蕃山、名は伯繼、字は了介、又了海と作る、蕃山、息遊軒等の号あり、京師の人、備前侯に仕ふ、元禄四未年八月歿す、享年七十三、

此篇文辞卑近にして解し易く、而も照應あり、波瀾あり、心を潜めて能く味ふべし、

心友問ひて云はく、今の世の幼少の子は大方知藝能あるがごとし、むかしはきかざる秀でたる様なる者多し、然るに世間の人も次第に劣りゆく事は心得がたき事にて侍りと、答へて云はく、志かり、田にうゝる稲も晩稲(おくて)など取實おほし、今時の子共の利根なるは稲の早稲の如し、おとなに成るほど知慧の取實をなくなし、其上平人の利發といふ物は大方鈍なる物なり、さらばべの爪ぐはへして赤面し、人前までものいひかぬるを知あきらかにして恥の心ある故なり、人

に存するものハ恥心よりよきハなし、恥の心明かなる者ハ、學問してハ君子の地位にもいたり、たとひ無學にても、平生も人がらよく、軍陣にてハ武勇のはたらき有る者なり、昔の童どもにハ爪ぐハへする者おほかりし故に成人に隨ひて一役の用に立つ者ありき今のわらハべハ人をぢせず、人前にても利發にものいひ、立居ふるまひよし、この故に成人する程用人に選ぶべき人すくなし、人の親たる者德をしらざれど、恥心ある子をバ叱り威して恥心を亡ぼし、恥心なき子をバほめ愛していよいよおごらしむ、賢才ハ日日におとろへ、驕吝を日々に長ぜる所なり、かなしむべし、

集義和書

此篇文字ハ稍高尚に過ぐるものに似たれど、全躰の結構おのづから一家の格ありて、模範に備ふべしとす、

(里) 文章の盛衰を論ず　室鳩巣

西漢の文章ハ、奏疏制策の外、賈誼が過秦論、司馬遷が答任安書、司馬相如が諭巴蜀檄、揚雄が解嘲、此類猶多し、其文大抵雄偉高邁、後人の及ぶところにあらず、東漢以後文章衰弊して振ハず、六朝に至りて四六俳偶をもて工とせしかバ、規模蕩盡し、氣象萎薾して觀るにたるものなし、唐に至りてその餘習いまだ除かざりしに、韓退之柳子厚の二子、いづれも超絕の材をも

道濟天下之溺ハしらず、一句おのづから其見識を見るべし

て一生の力を盡くし、古今の言を陶鎔して、自から機杼を出しけれバ其文上西漢を追ひて殆過ぎたりといふなり、東坡が韓文公の碑に文起八代之衰道濟天下之溺といひしが、道濟天下之溺ハしらず、文起八代之衰といへるハ異論なき事なり誰かしからずといふべし、其後五代を歴て漸々衰へしを、歐陽東坡の二子相繼ぎて出て振起せしかば、文章ふたゝびいにしへに復しぬ、其文光明正大、又韓柳に追配して羞ぢざるべし、是をもていふに韓柳歐蘇ハ文章家の大宗なり、古今文章におゐてハ一人も非議をするものある

をきかず、さきべ明朝に至りて、詞臣文士多く出で、文章世に盛なりしが、劉基、宋濂、李夢陽、何景明が徒、名を一時に擅にし、大家と稱せしかども、韓柳歐蘇が文に（前に應ず）おいてハ、一言も雌黄を下す事なし、おもふにふかく慕尚して欽服しけらし、其外文章をもてきこゆるもの、唐順之、王愼中が徒、各一家の言を立つといへども、いづれか韓柳が遺流をくみ、歐蘇が餘波を揚げざる者ある、然るに文章ハ時運と盛衰する物なれば、明の中葉より以後稍々衰へゆく程に、平易なるハ鄙俚となり、簡古なるハ剽竊となり、それより天下の文章科擧

帖括の習ひに落ちて、是を時文と稱せしかば、古文を見るべからざる事になりにたり、此時に當りて古文に志ある人世に輩出して、復古矯俗に急なりしも、韓柳（前に）歐蘇（應ぜ）が文をこそ赤幟とせしかば、篇ごとに揄揚し、句ごとに品藻せざるもなし、しかなれど材識高からず、蘊蓄深からざるによりて、その所作の文を見るに、古に似て古にあらず、雅に似て雅にあらず、最後に李攀龍、王世貞出て、その平易にて膚俗にちかきを厭ひて、相與に奇怪の文を造作し、狂蕩の論を濤張し、洸洋自ら恣にし、一世を鼓動せしかバ、四方の文士靡然として、

覺え侍り此文ハ人に對して語る躰に書きたるものなれバ侍りともいふなれど、常の文にハ覺えぬといふべきところなり、

歸依せし程に、號して文章の主盟と稱しき、さきバ滄溟鳳州も常に韓柳歐蘇（前に應ぜず）が文をは褒稱して終に非議することをきかず、鳳州も晩節に及びて文友と文を論じて、やゝ後悔して、平正にかへる志ありしかども及バざりけるよし、錢謙益が列朝詩集に見えきと覺え侍り、志ある人今文章をもて自から許す人の王氏が棄餘を拾ひて、彼が四部稿を師祖とすと見きバ、又鳳州が心にたがひて、反りて韓歐を毀ることそいと意得がたき、定めてふかき意もあるにかあらん、翁などが小見にて志るべき所にあらず、

駿臺雜話

㊷敎の說　　大國隆正

隆正、初め野々口氏を稱し、後大國と改む、通稱を匠作、佐紀迺屋と号し、又如意園ともいふ、明治四未年歿す、享年八十、

おのれつねにいふ、音は萬國同じくて、言語は萬國同じからず、道は萬國同じくて、敎は萬國同じからず、天竺にておこなはる佛敎は、幽冥を旨として、顯露にことそがさり、唐土にておこなはる儒敎は、顯露に局（かぎ）りて、幽冥をかさらず、この日本の敎は、幽顯分界を旨として、天地の始をば幽冥にてとき、今日の事業は幽冥をもなして朝家に服事す」をしへといふことのこゝろを

考ふるに、古典に愛の字ををしとよめり、鴛鴦ををしといふも、おひ愛む鳥なるをいふなり、されどをしといふことばに愛字の義と、惜字の義とふたつありとしるべし、へふるとをさらくは、皆迎へ合するこゝろにて、愛とおもひ、惜とおもふ心へ、迎へあはするしわざを、をしへをしふとはいふなり、善人をば愛しとおもふ心より、善きうへにもよからんとをしへ、惡人を惜しとおもひて、直ることもあらんかとてをしふ、かの佛敎儒敎を借り用ひたまひて、中昔より民をみちびきたまへるも、萬民を愛しとおもほし、惜しとおも

ねをあまりにあんあなる、されバ佛者ハまゝ、儒者はまゝ本學者はまれハ、人を教ふるほどの人ハ、愛へ惜ふの心をきづさバ、人を善道へみちびくべきなり、さてこの國の故事によりて、人を教へ導くものを、世に和學者國學者などいへど、あされる名稱にあらず、よそにてハいうにもいへ、みづうらハ本教本學といふべきなり、古事記序に太素杳冥、因本教而識孕土産嶋之時、元始綿邈、頼先聖而察生神立人之世、とある本教ハ、儒佛の教にさらざりし世の教をいへるなり、さればこのくにの古事を本教といふべく、そのまなびを本學といふべきなり、

嚶々筆語　柳澤淇園

此篇並に次の鮪と真黒との説等、字句簡潔にして、意味周到せり、所謂寸鉄人を殺すものと云ふべし、

（四十三）猫を畜ふ説

猫を飼ふものの多くハ猫をやしなふことをしらず、飯をあたふるに鰹ぶしを入れ、肉味を加ふ、猫ハ常に厚味を食とする時ハ鼠をとらず、猫に麥をさきて味噌汁をかけ與ふべし、その他の食をあたふべからず、常に肉食にならハすれバ、肉なき時ハ必他の家にいたりて魚肉を盗めり、人を養ふも亦復しかり、

雲萍雜志

人を養ふも云々、一句極めて力あり、一篇の精神、

（四十四）鮪と真黒との説

石原正明

あらぬ物ハ、同物にあらず、別物といふ事、

さばかりミわきがたき云々、前をうけて後に應ぞ、一篇の肯綮、

同物にて云々、漁人の答をもて前の一物と心得さらんも云々の説を收結せる手練、よく味ふべし、

鮪と真黒とハ、一物か、二物か、詳ならず、いとよう似て、あらぬ物にて、これを鑒定する方、魚市の秘説なりといふ、其品の高下ハといへども、さしも異ならずとぞ、さばかりミわき難き物の、品の高下さへさだかならず、一物と心えさらんもなでふ事かあらむ、陸奥に物しさかし頃、金華山のあたり、大原といふ里にやどりしに、家あるじも漁人にて、其頃しびを取るといひのゝしる、志びと真黒とハいづくか異なるとゝひしかば同物にて春鮪といひ秋真黒といふとこたへき、

年々随筆

〈卅五〉孝養の訓　中邨暘齋

暘齋、名ハ之欽、字ハ敬甫、通稱仲二郎、後七左衛門と稱す、暘齋ハ其号、阿州侯の儒臣にして、京師に住せ、[redacted]

孝養の心ふかく至れる者ハ、聲なきに聴き、形なきに視て、意にさきだち、志をうくと、禮の教に見えたり、親の心にきざせる事、いまだ聲にも形にも顯れぬさきに、之を視聴く様にさとり得て、其意にさきだちてかなへ、其志をうけて行ふ、譬へばいまだ物言はぬみどり子の、心に思ふ事、親の心の誠より推測れば、子の心に正しくは合ふまじけれど、大様遠からざるが如く、

心に誠ある云々、上文親の心の誠より云々と對しみるべし、
宋の范祖禹云々、暗に上文譬へはいま

子の心に誠ありて、孝を致さまく思ふこと、須臾も忘るゝことなきものは、親の側にある時も、離れ居る時も、其未だあらはれざる聲形常に耳目の間にある故に、能く意に先だち志をうくるなり、もし其聲をきゝ、形を見て、さて之に從はんとする時は、既におくれて、意にも合はず、志もとげ難き所あり、況んや離居る時は、既に聲形にあらはれても、知らで打過ぐる事あるべきをや、依りて孝子は、心に誠あることを、至れる道とするなり、」宋の范祖禹の曰く、子能く親の心を以て心とする時は、孝なりと、心誠に孝ありて、毫もこゞ

と云々一段と應ず、

爲に思ふことなきものは、其心即ち父母の心なり、凡そ親の愛敬し給へるものは、我も亦之を愛敬して、なき後までも永く忘れざれば、是その親の心を以て心とするの義なり、　姫鑑

㊵用財訓　　貝原益軒

財を用ふるに、心を用ふると、用ひざるとに依りて、財の費の多少、甚ことなり、能く心を用ひて、無用の費を省き、つゞましやかにして約なるべし、おろそかにして、多く用ふべからず、」たとへば養生の道は、物ごとにすくなくするをよしとす、酒食を少くし、色欲を少くし、言と怒

緊密なる内云々、前段能く心を用ひて云々の一節に應ず、用財人を使ふ云々、用財に關係なきが如くにして却て大に關係あり、餘波の妙處味ふべし、

行文落花流水の如し、自然にして文章をなすものといふべし、

補とを少くするの類なり、財を用ふるも亦此の如くなるべし、物ごとに多く用ひ過ぐすべからず、然れども費を惜むこと、あまり緊密に過ぐれば、吾心を苦しめ、人に害あり緊密なる内にゆるやかなるがよし、人を使ふも亦此の如く、日々少しのいとまも補なきやうに使へば、人苦しみて其處を得ずさし、少しいとまある様に人を使ふべし、　家道訓

㊼樂訓　貝原益軒

人の心の内にもとより此樂あり私慾行はざれば、時ともなく所として樂しからざると云ふ事なし、是本性

あふさきるさは、左右、まさは往來などの字を訓ず、又縱横の字をもよめり、こきらにて其意をしるべし、

より流れ出る樂なり、外に求むるにあらず、又耳目口鼻形の五官外物によりて、色を見、こゑを聞き、物くひ、香をかぎ、うごき、しづかなる、五のわざ、欲すくなく、よきほどに過ぎざれば、あふさきるさ、事毎に樂しからざる事なし、是外物を以て樂の本とするにあらず、又外物にふれて其よろこばしきちからを得て、樂をはじめていで來るにもあらず、もとより人の心の内に生き付きたる樂あるゆゑ、外物にふれて其助を得て内なる樂さかんになれるなり、たとへば人はもとより生れ付きたる元氣あり、是生命の本なり、さ

きど飲食衣服などの外よりの養なけきば、うゑこゞえて元氣をたもちがき（補 きが如）し、外物の養を以て内の樂を助くるは、外にある飲食衣服の養を以て内なる元氣を助くるが如し」又心の内に此樂あれば、飲食などの外のやしなひも皆樂の助となる、しかのみならず、あしたゆふべ、目の前にみちさる天地の大なるしわざ、月日の明らけき光、四時のめぐりゆく序にしたがへる、折々の景氣のうるはしきありさま、雲烟のたなびける、朝夕の變態、山のたゝずまひ、川のながれ、風のそよぎ、雨露のうるほひ、雪のきよち、花のよそほひ、芳草のさかえ、嘉木のしげれる、鳥獸虫魚のしわざまで、すべて萬物の生意のやまざる、是をもてあそべば、きはまりなき樂なり」是に對すれば其心を開き、其情を清くし、道心を感じおこし、鄙吝をあらひ盡すべし、是を天機に觸發すと云ふ、觸發とは外物にふれて、善心をおこすをいへり、是外物の養をかりて内の樂をたすくるなり、　樂訓

（四六）修業の心得　松木直秀

直秀、初名は猶秀、通稱善右衛門、琴園、又瓢迺屋と号す、駿河府中の人、慶應元丑年六月歿す、享年七十五、

此文用語平易にして、句法方正、初學此等の文を熟讀せバ、大に裨益あるべし、

何事に依らず、業に就きては怠るべからず、成効ハ急ぐべからず、唯常に心を此に存すべし、成効に急なれバ、退屈の念生じて、事遂げがたく、業に就きて怠らざれバ面白ミ其間に生じて、成効の全きを致すべし、學問の道も事業の中にても最も難きものなれバ、最も此處に心得なくもあるべからず、然るに學生の常として、初めの程ハ隨分能く勉強すれども、漸くにして退屈の念を生じ、其甚しきハ終に廢學するにも至るものあるハ、畢竟成効を望むの急なるに由れり、大工左官の如き卑近の業をも、尚且數年の年季を入れて、

眠食云々前の唯常に心を云々と對して味ふべし、

之を修むるに非ざれバ、其大工なり、左官なり、一人前の職工とハなる事を得ざるにあらずや、況して人の人たる道を修め士太夫の師表たるべき學問の道にしてさも容易に成就すべきものにあらんや、元來人の精力ハ限りあるものなれバ、非常に勉強するハ、却て非常の怠惰を生ずる基ともなるべし、故に非常の勉強を要せず、眠食常を失ふことなく、職ある者ハ職に從ひ、產業ある者ハ產業を治め、さて後暫時にても暇ある時、心を專壹にして修學すべし、朝に溫めて夕に冷すことなかれ、昨も勤めて今ハ怠ることなかれ、此

餘業云々一句、專修者ハ勿論なる意を含蓄せ、
事業中云々の一段、全篇を結收して最も力あり、
何事の字、冒頭何事の字と正に相對せ、

の如くにして日々に變ずることなく月を累ね年を積みて、已まざらんには、餘業に學ぶ者といふとも成學の効驗必見るべきなり。事業中最も難しとする學問の道にして既に然り、然らバ其他の事の如き、此心得をもて勉むるに於てハ、何事をかなし果さゞらんや、

琴園漫録

尤存候ハ、第一に存候と云ふ程の意なり

書簡類

㊇長澤純平に贈る書　伊藤仁齋

仁齋、名ハ維禎、字ハ源佐、仁齋、棠隱、古義堂等の号あり、和泉の産にして京師堀川に住せ、寶永三戌年歿せ、享年七十九、

改歲之吉慶目出度
山城守樣愈御機嫌能被超歲下恐悦と同出度
奉存候、則年始之被披露[状]（脫カ）指上申候、宜被披露
奉頼候、次貴樣御全家弥被迎為被成年
之由承奉賀候、御子息も無恙達者にて為[　]（滅字）と存
折角能々被保養尤奉存候、此方先拙以下皆々無事

り、肝煎ハ此時代の語にして事ニ主として周旋をる意今日幹旋などいふ程の語なり、

殊ニ當店氣遣を成御数ニ門下中ニ皆ニ無事御聲
事ニ付其元門下中ニも無事ニ罷在候旧冬店書中ニ
被仰聞大悦不過之然ニ渡邊抱太事色々店肝煎
ニ成其御家元ニても皆ニニ而申付致感心ニ事ニて
店ニ於て間杉才次郎生事も以店肝煎申遣候然ニ舛
令大悦ニ何とぞ追付出席仕候様ニと存ニ事ニ店ニ於ても
御宿中ニも早く左右を致候様店申傳候事ニ御座候
猶貴ニ恐惶謹言
正月七日
杉ニ間杉氏事同数ハ少被持ニて生ニ有店至ニへ共

弄璋之慶ハ、男子出生の慶といふ事、詩ニ乃生男子、載寢之牀、載衣之裳、載弄之璋、遅く承候て延引といふハ、祝儀を申入るゝ事延引との意なり、

小笠原殿へ被御宿上へうしと存候委細ニ承候て御
店ニ於
弄璋ニ芽出度承て延引ニ御成申候小児ニ儀ハ
拙者數多甚育申ニて案内能存ニ候保養の
第一ニ店生候餘り暖ニ仕ま申ニ事悪敷ニ又眠
なども必新綿新絹など夜ニ被ニ致ニ事甚悪敷ニ食
なども食申ニ時分ハまさ甚飽申候様ニ仕ニ事同前
ニ店座候悪敷ニ委曲期後音候
旧冬極月十二日之店状相達申候以上
名家手簡 以下同

㊄㊉ 立原甚五郎に答ふる書　　柴野栗山

栗山、名は邦彦、字は彦輔、栗山、古愚、五峯山房等の号あり、讃岐高松の人、幕府に仕ふ、文化四卯年歿す、享年七十二、

新年之御賀書示被見候、弥御萬福御座被成恭賀之至拙依旧労之又老碇一ッ重ね申候、定而六十六に相成申候、御情察可被下候、舊年四月中付之書新年十二日御達申候、驚入候存候、是全く貴様の人之御疎失にも無之、門生共拙情毎々如此徽有之候、何とも恐懼存候、旧冬之貴書並春水へ一封共に相達候、貴報も此間差出、春水よりも一書御屋申上候、此節御入手在下候儀と存候、武元生本國へ帰り候之後、便も無之候、定而無事と存候、歴史徴及烈祖成績之事承知仕候、何分にも宜存願候、赤水翁いつ様右様にて有之候、惜しき人[ヲ]年をよせ候儀歎息仕候、國史御脱正御心労之段、尤存候、左為天下萬世骨を折候様存候、人志ませぬ御辛労被成候由、いつ様右様之事にて有之存候、察候御忠府も志ませぬ申候、一入御ゆかしく存候、新年俗事蝟集いたし候故、任失定御自書申一ト存候、尚期永日候、恐惶謹言

正月十九日

（圭）嶋崎岩城両生ニ寄する書　皆川淇園

淇園、名ハ愿、字ハ伯恭、通称文蔵、淇園、筇齋、有斐齋、呑海等の号あり、京師の人、文化四年歿す、享年七十四

爾来絶音問候處厳寒僉御健安被成御座恐悦ニ奉存候平安候者忘れ不申候尤文久之蓍留宴之近来講課事多ク上諸王邑より徴命有之禮記春秋之注等も心鉄了事故一向無寸暇ニ而頃続了閲読略加雕黄候てハ便返上候入手一つニ成候尚宏春陽樓述著之

（圭）古山常助ニ答ふる書　中井竹山

竹山、名ハ積善、字ハ子慶、竹山と号し、隠居して渫翁と云ふ、通称ハ善太夫、大阪懐徳書院教授、文化元子年歿す、享年七十五

貴書致拝見候如高諭盛寒之節候處ヘ共僉御清福被成御座珎重之至奉存候先ハ無異事致眠食候右安意可被下候寔ニ当年ハ珎敷暖室候地も蘊山彌有之候ニ付由宜哉て恐ニ此地も川筋皆凍合罷日通船無之程之儀卅年已前之依之事ニてハ為候見廻候文通不承年々候序候處之拙夫老年之及ひ出行難渋表向之出勤迷惑ニ付當冬致隠居渕蔭家督相続致させ候尤気力も何も衰へ候程之儀も無

之又様中教授講習有之儀も不相更是迄之通り相勤
候分望國之義も有之候へ共右之儀ニ付先之安心之處ニ致一
有之候仍而名前も書面之通り相改申候　□（缺字）　生暑氣之
甚爆ひ字之字好物ニて之故同音之文字ニて俗通之
為ニハ重之箱とも認めし左様ニ承知いたし候川口ニ安堵
伊三太追々成長ニて様子も宜布相見え殊ニ此儀ニて
於餘事尚期来陽ニ候恐惶謹言

十二月廿日　　釋　六如

（三十三）友人ニ答ふる書

六如、名ハ慈周、六如ハ其字、白㗛、葛原、無着庵ハ其号、京師ニ住す、文化中寂す、享年六十餘

貴簡拝見如御新禧年限ニ祝之當年ニ於殊ニ發東都
之春ニ迎え成別而好機發入致候袖無益加大歯ニ尚
遣て候ニ去年ニ於ケ府後賜一書示落手且後ニ者
是も不申上疎慢ニ然鐃一口も不致當年ハ第一番ニ致
啓來其砌京師ニ而三日ニ者逗留之由何卒ニ而
得拝晤ニ散積情ニ者其不申度如此ニ御座候ニ頓首
不莊

二月十八日　　古賀精里

（三十四）増島金之丞ニ寄する書

精里、名ハ樸、字ハ淳風、通稱ハ彌助、精里ハ其号なり、肥前佐賀の人、幕府ニ仕ふ、文化十四丑年歿す、

推敲ハ、隋唐嘉話ニ、賈島馬上得句、云鳥宿池中樹、僧推月下門、推字練之未定、不覺衝尹、時韓吏部權京尹、左右擁至前、島具告所以、韓立馬良久曰、作敲字佳矣、これより人にも相談しよく按ずるを推敲と云ふ、

享年六十七

薄暑之清穆奉賀候、昨日ハ毎度之出座ニ而愛不過
寿暁遠識 滅字 之會之文一覧仕り愛存より
ハ之連も多く且文章も乍予可欽喜事ニ御座候
右稿本則僧評ニ而上ル事先達而も粗之御沙汰申上候
ニ御座候ハ白雲社約束ニて兎角先生之點竄推敲を極
ニ上ル為先生へ呈し其上を加筆ニ極る其是申ハ徒ニ人
之指摘を不悦是を目して文盲之鄙陋とも名々成家ニ極
之勢ニ而始終其非を知らざることありと存候文會之ニ
連先以此大悪弊を破らせられ度と存候事ニ御座候へ共乍勞

先生臺之遠室なく諸作を御點削被成下而私方へも差
上候其上を愚見ニ而再訂て仕り 草稿の八墨ニ而直し被拵ハ朱ニて仕り 皆帰使
存て仕り程恩召も有之候ハヽ之申聞一寸仕り今日之ハ之談
申度ニへ昔之出庵之程難計ニ間合残量上申候曾ハ
諸人之文ニ手を下ハ之不足とも或ハ其勞を厭ひ候而申上ニ
而之年之ハ華時変之第一要此事ニ有之ニ敢ニ而候之
諒察ニつゝ不ハ以上

四月廿二日

㊂友人に贈る書　賴　春水

春水、名ハ惟寛、字ハ千秋、一字ハ伯栗、春水又霞崖と号す、安藝竹原の人、國侯に仕ふ、文化十三子年

自今の辭ハ通常今ヨリ後と云ふ意ニ用ふ、さるをこゝにハマヘカタといふ程の意ニ用ひたり、土地慣用の辭なるべし、

歿す、享年七十二

稍覚長閑ニ貴家御安福奉賀候此間ハ御赤飯被饋下遠方労貴价ニ候不堪感荷候當日御蕎麦差滞御滴下され奉存候明日ハ例時前ニ出掌て仕奉存候昨日自黒澤ゟ来ニハ御禮て為勝手次第由ニ候へハ十六日て然るの事ニ御坐候ニ仍之今日赤崎へ其旨て申遣奉存候同人ゟ廿二日ゟて然るゟ申来候へども是を定日と便ニて申来り事ニ奉存候ニ同人も明日一日といたして然ニ候へハ其旨今日申来り自分の通り同人ハ貴家へ参り私を誘候由ニ参りニ様て仕り我又ハ如何ニ思召候ニて両人とも昨日外へ罷越候様て仕候其段不苦と候て御申越て被下候様ニ請教

正月十六日

尚ニ先日ハ御来客ニ参り合を忝ニ事自分不知らバ案上仕り候布ニ変と奉存ニ先ニおニ候禰ニ候御滴大蒙仕ニ昨晩ニ差子業ハ如何先ハ御禮後やはり仕り心得ニいたし出て申候御會議も御滴居ニて御志ちをて被下ニ

(三十六) 姫井仲明ニ寄する書　西山拙齋

拙齋、名ハ正、字ハ士雅、拙齋、至樂居の号あり、備中鴨方の人、寛政十午年歿す、享年六十四

好便一筆啓上仕候時下向寒伏惟錦帳かつ御安

返璧、左傳ニ公子受飧反璧とあり、公子ハ重耳を指す、徐氏筆精ニ故事重耳の事ニ本づく、今人藺相如完璧の事とおもハ誤きる由云へり、

寛々と来次庭恭喜之至ニ奉存候、弊店無恙罷在候無
他事罷居申候、先月前月も御来駕ニ而連日蒙清誨
殊更種々御助力之儀御頼申上、別而忝奉存候、本月
三日自行寓帰宅、五日禮卿来、願九日笠園ニ帰らき
被毎候及 著見し宜敷申上候様申託ハ詞章も酬唱
分髭も少し有之候へ共大方ハ昼夜劇忙ニ而打消申候
一、就而ハ金弐本御返引、此度返璧仕候、久々留置候へども
様許不及、三之一能覚業ハ他なれも河清ニ候而ハ味ニ
而ニ五月抄まで御備ニ而御說と神遠ニも速申上候へハ電
覧後はや御返し下されにて来説実に不苦候て御許

河清可俟、王子年拾遺記ニ丹丘千年一燒、黄河千年一清、左傳ニ周詩有之曰俟河之清、人壽幾何、

借りし本度奉返し先日備說し琉球大嶋記中の書自
禮に差越一說琉國風俗及唐土之事も披見面白
き事共見し唯々書写を好み無益庭一読過ごし候
捨置花然ニ而罷在
一、頼千祺分此間返書差来、并る兄へ一書差越候ニ付
達仕候定而右冬之返翰ニ而有之、庭下へ差越候之罪全
左の之先様千万御容赦下され候、当方之御書翰も
即日神辺便ニ附之轉達致而七夕比落手之様と申
来候、来月又好便ニ而御座候ハヽ若之貴翰被下候ニ而早速
積上て仕り並奉頼候、便之時ハ此段謹言

閏月念六日

(三十七) 友人に答ふる書　宇佐美灊水

灊水、名ハ惠、字ハ子迪、灊水ハ其号、通稱惠助、上総の人、徂徠の門に學び、雲州侯に仕ふ、

[redacted]

[redacted]

昨日は華牘下され候處他出致し即刻不能貴答候　愈御安福恭喜
仕候、然ば清風樓序の一段に相成由に候、此儀御目に
小子とも自身出て可得貴意候處、人にかゝり候事もやと認め申候、
頓首

三月三日

(三十八) 巖垣章藏に寄する書　赤松滄洲

滄洲、名ハ鴻、字ハ國鸞、通稱ハ大川良平、播磨赤穂の藩士、享和元酉年歿す、享年八十一、

時下暑濕に御座候處、益御清健に御座候由、珍重に存候、
遂振痛中、毎夜に尋ね下され、御家事も御揮筆に諸症御
退治、且又日々飲食もお應じ仕、三日前より臨筆硯仕合に存候
此節にては先づ暫く存候息し申候事と存候、宜しく御示
し下され候、猶又餘りに御無音仕候故、左右より上度候處
甚々痛み多く、怠慢に存候、御免下され候
近来は新著も御座候由、是にて御付し思召し將來
數に迫り候、拙著日々追々二の脱稿と存候、又作日御清
談と共に、猶拝顔仕りも殊に甚不足候、右の通り

歸鄕之節御狀ハ、歸鄕之節被托候御狀との意なり、

恐々謹言

五月十七日

（兲）三宅尚齋ニ贈る書　佐藤直方

名ハ直方、通稱ハ五郎左衞門、字号共ニなし、備後福山の人、享保四亥年歿す、享年七十一、

鈴木重五歸國之節御狀相見候家内無事珍重之様子重五物語承知珍重存候三月末之御返書慥ニ相屆候

其後先日三輪氏より傳習拙者世其元へ重五ゟ讀上方之様子承候一見之心地ニ存神田彌三郎へ之御狀

中川平助より拙者方へ参候

一先日より陽明文録傳習録見申候華而存候得ハ

三輪氏云々ハ三輪執齋の事なり、執齋ハ即直方の門人にして、初め朱學を奉じ、後陽明學に入る、此書簡ハ即ち其轉學の事なり、

古布の布ハ稀の略字なり、

つひなき論説ども之有論孟の中ニてつこのへる事なとも

有之候存候事ニ付申度と存候へ共李退溪文集と

傳習録の批判有之候由承候故李氏之説一見之様と

存候三輪氏とくと論孟を考候て正道見出候様にと

存候事ニ候得ハ程能便候ニ付恐惶謹言

六月廿日

一其元ニ而書しも可也ね調之由一ぬ之儀ニ付近年之

内ゟ風再会之事もてき候哉拙者も又一度上方

一見申度候古希ニも付候而も心計ニて有之候

安樂ニ暮候不自由之由拙者も安樂有之間敷と存

善藏ハ即ち二輪執齋なり、

吉野松歷折く存出弥太右衛門が合羽を惹き事
床爲と出入様三輪武などハおかしく患乍く一樂と
存し

一松平甲斐守殿内荻生揔右衛門と申人有之候餘
程博識にて文字も子細に吟味有之候由經學を乍
く由助字などの事篤程心得候樣に聞え申候而存
知し哉

一善藏ハ患ひしく不寒去甚え候へも善藏より患ひ申
し哉在候ふ富ミ事聞え申候畢竟王氏之文学
に昏所有之文才疎く存候如何

一文太郎ハ一傳ヲ入度と存意得てはこそ拙若者ハ
去状識にへのしとは三世を知音にて存故跡に
不存と此節存申開せつること以上

㊅友人ニ答ふる書　稲垣白嵓

白嵓、名ハ長章、字ハ揮明、通稱茂左衛門、
春臺門人、[redacted]

存手紙拝見此間者存出候早く得存意候大悦と不
正ニ天氣打存候といへとも弥存安全奉珎重候然者今般
京都へ存登りと存用事有之節句過存被呈之由存
辛勞と存之存取込之内必之存味も存出し居候申し存囲
事存手代存へこと仰付候し里被承知し文集下道し

本も直仕立させて可遣由弥頼存候
一上方用事もいつにても申進旨と御示命折角存
致度て可成候以上

二月廿四日

（夳）安積覺兵衛に答ふる書　　土肥霞洲

霞洲、名ハ元成、字ハ允仲、俗稱源四郎、江戸の人、白石門人、寶暦七年歿セ、[redacted]

前月廿四日之貴簡一昨三日相達致拝見候先以宜
氣之節御揃被成候へとも弥御健剛に成候由珍重存
奉候先頃も被仰遣候簡に而被是取紛書面も
延引仕候偖又平野氏へ之御書通に付
達し候へども彼返書未着に付相待一所に御答可申と
怠慢に罷在不知不謝に御座候より御無音仕候
段一段御免被下候則平野氏へ一紙被
進候以来命之趣親承知仕候
一先頃白石碑銘之儀御依頼被葬地は当地浅
草之寺地に而御座候中に石碑なども建置申候も久
遠に傳ふべき地所にも無之に付筑後守領地之内
鎌倉山中に碑を建置申候存寄に而碑銘は室鳩
巣へ御頼被成候処御入被成候て行状は追而仕り
立て申候いまだ出来不申候諡号之儀も拙子存寄

しハ門人之私謚くるしからぬ事と申ながら白石
事生存の日
朝廷之官爵有之者にこそいへど却而私謚を識しられ
僭犯之様にも可相成しさびし平生之称号により
白石多齋れこと号を用ひ可申事と存しれ此之
申上以上
十二月五日
様之都下浩攘之巨雑務増集いたしまて毎々
古道ぶ迂達くれ成と存多罪之ニて崇高然と以
上

（六十三）觀瀾堂主に答ふる書　人見竹洞

竹洞、名ハ節、字ハ宜卿、通称ハ友元、竹洞と号し又崔山ともいふ、林道春門人、幕府に仕ふ、元禄九子年歿す、

昨日は御手紙忝奉存候如御此面宗子永代たまま
じくと存候一咲留意集先きりし虚やめて可成旨
得貴意候
鱼排呂は役へ進申上候是を上へ献申し表を弐申し候
も仕合大きなる此のこと不仕先之通程に御字させ
支て記抔と申元にも字置申度と存りまきといへども
先其元に而字置と越といへど何時も奉備て仕とそう

きてつ起りの様あるも許こゝへ存重候ニて存外ニ上ニ申
付候半候
其ゝ物昨日心残へ是を申候物ゝ候事ニ出来候とて
殊の外きも候ふし申し一二返も其ゝ之し称候いさ
さま御其ゝ初ゝ古文も別紙ニ書付ニ申し心事書面
ゝ上て申し上ゝ以上
五月廿七日

(六三)友人ニ寄する書　稲生魚彦

魚彦、通稱茂右衛門、下総揖取の人、江戸ニ住む、縣居真淵の門人、傍ら画を善くす、天明二寅年歿む、享年六十

御平安至悦當境無異ニ以滞留仕候ニ付画いで歳
ニ我此地ニこゝ外行き申候ニ付合候登字待て然る
大浦牛蒡種無望ニ致ニ仁有之候様ニ相成候ニ付家
来大浦ニ産を取りニ何卒四五粒ニても被下置候
寄させ候恵ニかし様御座少許ニて被下候ニ付候や
こゝまし書事あこがら無切ニ望ニ被成下候
こゝに右候頼申上度如是ニ候段ニ付證六ぬ認候の数
書よろしく候被下ニ御望之文様候含兄様へく
きし宜御申上ゝ妻も同様申上く加志古
十月十日　魚彦

(六十四)岡野庄五郎ニ寄する書　亀井南冥

南冥、名ハ魯、字ハ道載、南冥ハ其号、筑前姪濱の人、徂徠門なり、文化十一戌年歿す、享年七十二、

時下春寒未退候へ共愈御安全被成御座候旨大慶之儀奉存候下拙無異義相暮居申候然者去冬者預篇被下候處返書延引仕候ニ付而ハ又〻御訊問被下付名家之書なと種〻御遠贈被下御厚意之程感佩之至奉存候去秋以来当地麻疹流行一向ニ寸暇無之世音大皆右之意中ニ決ル御恙意も志らざるように宜被仕候前便賜り候書画之分ハ衰老ニ等中付時〻展翫仕候此節之詩作律絶二三篇千萬宜敷御仕候兼ての松岩寺和尚より之間違上下我昔の詩なと近之写之不持と成候由誠に遠路花東とやらんにて之叢説ニ而ハ候様慚愧之至ニ存候殊ニ巳来鴻鯉往来被下候付度候手紙不申ニ存候然最早追〻及老衰詩文之ニよくハ出来不申候へとも但ニ命拝灑拙之目録和章二首是又御咲被下度候我昔も漂作りて覚悟之ハ之生候へとも以まで着稿不申候成丹を挽て仕候松岩寺へ一封之達させて被下候様奉頼候向〻不申上候追〻時候御保護て被成候去る

拝

鴻鯉ハ書簡のことなり、

二月廿五日

(六五)大槻磐溪に寄する書　後藤松蔭

松蔭、名ハ機、字ハ世張、松蔭ハ其号、大阪の人、[redacted]

拝啓秋冷相成申候
錦帳益御多祥奉敬賀候、然ハ半年ニ奉伺
慰ニ而先頃来瘧疾ニ而痢ハ而大ニ弱申候心配有之哉ヘ
引籠養生仕居候ニ付猶使致ニ上不相替御懇ニ奉
願上候○此節富嶽拙者出坂時ニ而語相楽申候
先生御咲被下心配被成候而以寸楮鳴謝トて先生宜
随時自玉加餐不乙

八月廿八日　某氏蔵弁以下同

(六六)介堂に答ふる書　岩瀬蟾洲

蟾洲、名ハ愿、後震と改む、字ハ百里、通稱愿三郎、後修理、幕府の臣、従五位下伊賀守に任し、後肥後守に轉す、蟾洲と号し、又鷗所と号す、文久元酉年卒す、享年四十四、

拝見然ハ労光何卒入ト然る処多分不来迄儀ニ
何卒先序ニ伺度トヒタを不在明日生府等ニ相伺
六

(六七)豊藤五十助に答ふる書　林述齋

述齋、名ハ衡、字ハ叔紞、一字ハ公鑑、述齋、蕉軒、天瀑等の号あり、初字ハ熊藏、大學頭に任し、晩に大内記に轉す、天保十二丑年卒す、享年七十四、

拝読如示新禧目出度奉存候春来無違来ニ老
面も不申候ひき此節夷寒ニ候へとも弥安福ニ成候勤
珍賀之事ニ候扨又冬頼物之事折角ニ御下
候處折悪敷拙者痳病ニ付延候て相迷惑之事ニ候
先日御状を以て借用之旨申遣させ候て付纏候残面
入候處其様ニ而御座候ニ来二月四日ニ指越もいたし候とも候
事ニ候むつかしき儀ニ候事之毒ニ存候へとも何分て然
奉頼候右之段要用まて草卒如此ニ御座候已上

正二十二

尚々料峭ニ候自愛て可成候二の四ハ九时迄より

公用入来之処有之候ニ付必竟朝之内手明ニ候
候ニ而巳ニ四ツ時より九时迄之間ハ都合次第ニ而
よろしく御座候右者此段御申述置候事ニ候
候以上

(卅八)加瀬通義ニ答ふる書　片山兼山

兼山、名ハ世璠、字ハ叔瑟、通称ハ冬藏、兼山ハ其号、天明二年歿ス、[redacted]

昨日ハ御貴临かたじけなく不在ニて不堪高儀遺恨之至
奉存候晴不定之天色ニ御座候へ共愈御佳勝ニ奉賀候
動静御尋被下鄙生事ハ無事ニ候吟少も不相変候
奉存候跋胡踖跌御慈悲二つ下候併薄命之拒つく

跋胡ハ、詩經ニ狼跋其胡、載疐其尾、毛傳

ま老狼有胡、進則蹴其胡、退則跲其尾、進退有難とありて、進退の窮する事ないふ。蹉跌書の疏ま見ゆ、こゝまてハ世事の失敗を云へり、

あるべく把儀与奉存候ニ付ては猶ニ無御遐弃被芳訪
中ニ而感荷不翅奉存候也佳茗二袋之恵与又添ての不
已ニ畫之内を玄業ニて間隙も無之候ニつきては光来ニ付て
も終ニと話奮ニ事も成兼ニ習ては見合せ候米晩方分
ては尋ねらす探奉待ニ心曲猶翌ニつゝ申候ニ萬申餘ニ
先䏻日之ては視ニて如此ニ御座候ニ而已

三月十八日

名家手簡

㊈ 友人ま答ふる書　藤田東湖

東湖、名ハ彪、字ハ斌卿、通稱虎之介、後誠之進と改む、東湖ハ其号、水戸の藩士、安政二卯年歿に、享年五十

芳墨致拝見候如諭厳寒之節愈ては安健ニ被成ては起
居奉敬賀候小生無異罷在候乍憚ては安意可被下候先
以ては出府中ハ得寛晤大慶不過之奉存候乍併甚匆々
之仕合失敬不少ては海恕ニては被下候ては帰京後折角ては疎
濶申訳無之ては座候 滅字 委曲芳諭之趣一隣之面目恭仕
合奉存候ニ拙著入ては御覧一つ申旨汗顔之事ニては座候ニ神
道之総論上中下三巻ニ立稿初巻脱稿之事ニては猶
役夙彦之吏ニ而成先ッ中絶仕居ニ尤も朝暮心頭
に不離罷在候間を偸ミ来夏ニては是非稿廣く
四方同志ニ正を乞ひニ心得ニては座候ニ来示妙世云之神

武之道ニ而同意志願ニ而唯ゝ要神を敬し武を奮ひ〻要
これ等之擧世俯ニ倭し君文を弄し世の中不詳大道興
隆安心不仕といへども往ゝ消長之理偶然ならば一點の陽
氣萬物之夷を田じ如く各國同志之士同心一力正氣を
扶植し綱常を維持仕て神州の大道六合ニ光被
爲候も敢て六ヶ敷事ニも有之間敷免も角も自信
愈篤醇□（滅字）正氣を涵養仕度乍不及日夜心懸といへども
壮齢豪氣不除やゝもすれば憤激之弊宋人助長の弊
を不免慚愧仕候抜助長ニ付一説相認め浩然説と申拙
文此節夜中抔腹稿仕候其大意世於中の人浩然と申

亞聖ハ即ち孟子の事なり、

上は何分豪放不羈の様ニ心得違ひ亜聖の意ニ背きは
勿論注家の意ニも戻り是ハ誠ニ不讀書之弊不足
論といへども筆質高明ニて世の齷齪を慨嘆し人杯ニハあま
くいふしより此浩然が害をなしたるも不知常ニ陸抔が
て此風を不免ゝ写說を立候事ニ而甚ゝ浩然之氣天
地之間ニ塞ると申事容易ニ見し時ハ夸大の言ニ近
き様ニ而存し要若實ニ工夫し候へば孟軻氏不欺我事ニ候
大學之慎獨又ハ心廣體胖中庸之至誠不恥於屋漏
其外仁知勇不憂不惑不懼云之即醇乎たる光明正
大之氣ニて集義所生と申存し大酒を飲之人を悪口

し其外豪放不羈の行ゆゑ一集家とハ不被存跡ニ而後
悔し敖気餒し様こてハ世俗の所謂浩然なるものたゝゑ
真の正氣を害するの理なる事を認申候敢て先生
長者ニ示さんとこハ無之候へとも脱稿次第正を乞申度先
ツ大意のミ右ハ誤ニ右恐し折節俗事帽集閣筆期
後鴻候以上

十二月十三日　　某氏藏弃

㊆某ヨ答ふる書　　頼山陽

山陽、名ハ襄、字ハ子成、山陽ハ其号、通称久太郎、天保三辰年歿ス、享年五十三、

古諫濱之要見得并篇如面披誦欣然ニ佳と奉存候
尤展感樂府ニ至ル迄一見仕候申上存居候次第こて
如獲拱璧ニ而頗情無詞て候今春を何も詩とも採
のも就ハ世にて嵐山へハ一番性ニ而古賀穀堂江戸より
上來候而逍遥迫花同酔花底ニ生ル其詩とも未ダ老人へ
見せ置候唯此一首拝御面候て申上候尤集ニハ感情一の事
謝追筆こ如此ニ御座候頓首

四月二日

尚々当三日中いつこても取ニ被下候し直ニ返璧
候様ニて申上候

山陽手簡

日用文鑑下巻終

中邨秋香編述

小學女子書簡文梯前編

全一冊　定價金拾五錢

此書も小學初等科より中等科の初に渉りて作り習ふべき女子の書簡文ふして年始暑寒の贈答より吉凶吊賀の文其外とも何まれも文例を擧げて題意を解化之を作る心得方を示し頭書ふハ類句を多く揭げて此類句に依りて綴るときハ自然容易に書簡文を作り得べく編述せられしものふて初學必用の書ふり

中邨秋香編述

小學女子書簡文梯

全三冊　定價一冊金貳拾五錢

小學中等科より高等科に渉りて作り習ふべき女子の書簡文にて第一巻ハ十二ヶ月の往復文第二ハ日用雜事の文第三ハ稍〻高尚ある雜事文並に尊長及び親族に寄する文にて何まれも文例を擧げて其題意心得を示し頭書に類句を多く揭げて之に依りて作るときハ如何樣ある書簡文にても容易に作り得らるべく編述せられしものにて表題小學の字をもてせらるゝと雖も普通女子書簡文を書せんとするに於てハ必依らずハあるべからざる全成の書ふり

小中邨清矩
中邨秋香　同輯

日用文鑑

全二冊　定價金五拾錢

此書ハ伊藤仁齋、同東涯、荻生徂徠、熊澤蕃山、貝原益軒、新井白石、室鳩巢、太宰春臺、本居宣長、村田春海、近くハ山陽東湖の如き和漢の名流四十八家の俗文中より最も平正にして模範とふるべきものを精選

し紀事（雑志傳記）解釋、論說、書簡の四門に分ち夫々評語を加へ且文法を說き示して日用作文の秘訣を容易に心得らるべく編輯せられしものにて即ち日用文の文章軌範なり學者一たび此書を繙閲せバ思想の委曲を俗文に寫すに於て筆勢自ら自在なるべし

中邨秋香編述

小學書簡文梯

全四冊　近刻

此書ハ小學男子の書簡文にして第一巻ハ初等科より中等科の初に渉りて作習すべき年始暑寒其他の文第二ハ中等科以上の作習文にて即ち十二ヶ月の文第三ハ日用雜事第四ハ稍〻高尚なる雜事並に尊長親族等に寄する文にて文例を舉げ題意を示し類語を掲ぐる等總て女子書簡文梯の躰裁と同じ男子の書簡を作習せんにハ小學生徒ハ勿論其他普通の學生に於て必依らざるべからざる全成の書なり

中邨秋香解

假名讀 改正西國立志編

自一編至三編三冊　定價金五拾錢

改正西國立志編に載する所の古人の言行中我が國俗に適し最も有益にして且童蒙婦女に解し易かるべきものを選ミ日用普通高からず卑くからざる中正の文躰に書綴りたるものなれバ之を讀む者、啻に感發の志を起すのミならず隨て作文の法をも知るべき有益の書なり

發兌書肆

東京神田區通新石町三十一番地

福田仙藏

明治十六年十月十二日版權免許

明治十七年二月　出版

編輯人　東京府士族　小中邨清矩　下谷區西黒門町十七番地

編輯并ニ出版人　靜岡縣士族　中邨秋香　麹町區三番町七十一番地

出版人　東京府平民　福田仙藏　神田區通新石町廿一番地